



宇城市

第4期障がい者計画
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月
宇城市

表紙 『花と鳥』

令和3年度くまもと障がい者芸術展「心に残った作品」入賞作品
作者は、北島 宣夫さん（宇城市手をつなぐ育成会 会員）です。

市長あいさつ

宇城市では、平成30年3月に「第3期障がい者計画」、令和3年3月に「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指すとしています。

また、第2次宇城市総合計画では、基本目標の一つに『「住み続ける」まちづくり』を掲げ、将来にわたって安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めています。

昨今の社会情勢の変化は障がいのある人の生活にも大きな影響を与えており、今後、国の施策や障がいのある人及びその関係者のご意見を参考に、関係者が連携し、総合的に障がい者施策に取り組んでいく必要があると考えています。

今回策定しました「宇城市第4期障がい者計画」では、「誰もがお互いを思いやり、生きがいのある人生を送れる福祉のまち 宇城市」を基本理念にかかげ、引き続き共生社会の実現を目指します。また、誰もが住みやすさを実感し、生きがいのある人生を送れる「福祉のまち」の実現に向けて、「人にやさしいまちづくりの推進」「個人としての尊厳の尊重」「自立に向けた生活支援の充実」「地域における社会参加の促進」を基本方針とし、障がいのある人と関係機関、事業者、行政が連携を図りながら取り組んでまいり所存です。さらには、併せて策定する「宇城市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は「宇城市第4期障がい者計画」の実施計画として位置づけられるものであり、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の計画的な提供ができるよう、事業者等と連携して取り組んでまいります。

計画の実施にあたっては、公的なサービスも障がいのある人や関係者等の互いの助け合いも等しく必要です。これからも障がい者施策に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましてもご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定に参画していただきました審議会の委員の皆様、及び、関係機関へのヒアリングやワークショップなどで貴重なご意見・ご提言をいただきました関係者の皆様から心からお礼申し上げます。

令和6年3月

宇城市長

守田憲史



目 次

総 論

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の策定方法	2
第2章 障がい者福祉施策の動向	3
1. 国の施策動向	3
2. 社会情勢の変化	4
第3章 障がい者等の状況	7
1. 宇城市の人口・世帯数	7
2. 宇城市の障がい者等の状況	9
3. 福祉サービス利用の状況	22
4. 障がい者施策に関する意識調査	25
第4章 課題整理	37
第5章 計画の基本的な考え方	39
1. 基本理念	39
2. 基本方針	39
3. 計画の体系	41
各 論	
第6章 分野別施策	42
1. 安全・安心な生活環境の整備	42
2. 情報アクセシビリティの向上	45
3. 防災・防犯等の推進	46
4. 差別の解消及び権利擁護の推進	48
5. 行政等における配慮の充実	50
6. 生活支援の推進	52
7. 保健・医療の推進	55
8. 教育の振興	57
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	59
10. 生涯学習、文化芸術活動・スポーツ等の振興	61
第7章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	63
1. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における基本指針見直し	63
2. 指針の基本理念	64
3. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	66

4. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	67
5. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方.....	68
6. 障がい福祉サービス等の目標.....	68
7. 障がい福祉サービス等の見込量と方策.....	75
8. 地域生活支援事業の見込量と方策.....	85
9. 障がい児福祉サービスの見込量と方策.....	92
10. 計画の推進に向けて.....	95

資料編

宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会設置要綱.....	98
宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会名簿.....	99
宇城市障がい福祉サービス等提供事業者.....	100
策定経緯.....	106

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的

宇城市では、平成29年度に「宇城市第3期障がい者計画、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」、令和2年度に「宇城市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が、地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、総合的に障がい者支援施策を展開しています。

障害者基本法（以下、「基本法」という）の第1条では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定してあります。

これらの状況を踏まえ、基本法第11条第3項の規定に基づき、ノーマライゼーション¹の理念の下、障がい者の自立及び社会参加の実現に向けた障がい者支援施策の推進を図ることを目的に、「宇城市第4期障がい者計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

併せて、障害者総合支援法（第88条第1項）及び児童福祉法（第33条の20第1項）に基づき、「宇城市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2. 計画の位置づけ

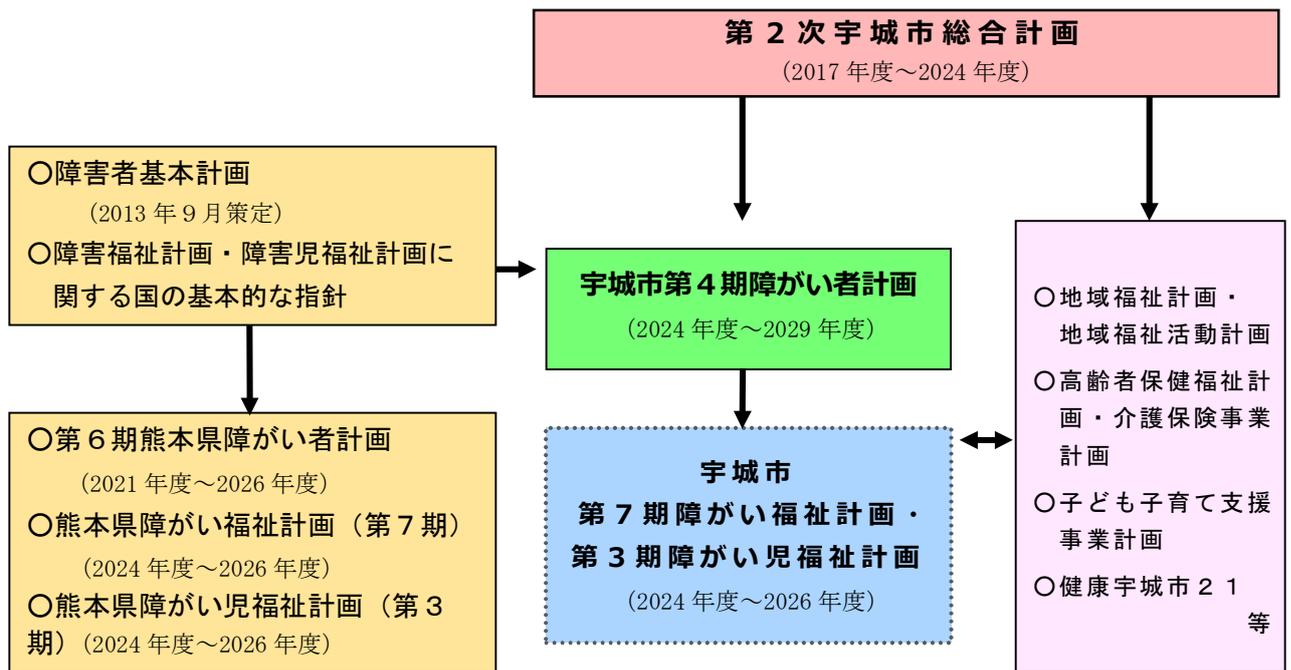
本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」であり、「第2次宇城市総合計画」（平成29年3月策定）を上位計画として、本市における障がい者支援施策に関する基本的な計画として策定するものです。

また、熊本県の「第6期熊本県障がい者計画」を踏まえながら計画の策定を行います。

宇城市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は本計画の実施計画として位置づけられるものであり、熊本県では、「第6期熊本県障がい者計画」の実施計画として「熊本県障がい福祉計画（第7期）」、「熊本県障がい児福祉計画（第3期）」が令和6年度に策定され、これらとの整合を図ります。

本計画及び宇城市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の位置づけは次頁のとおりです。

¹ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念。



3. 計画期間

「宇城市第4期障がい者計画」は、2024年度から2029年度までの6年間、「宇城市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は2026年度までの3年間を計画期間とします。

計画名	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	
宇城市総合計画	第2次										
宇城市障がい者計画	第3期 (H30～)		第4期								
宇城市障がい福祉計画	第6期		第7期								
宇城市障がい児福祉計画	第2期		第3期								

4. 計画の策定方法

本計画は、「第2次宇城市総合計画」と整合性を図りながら、「障がい者アンケート」「障がい者団体等ヒアリング」「ワークショップ」「事業所アンケート」の結果や宇城地域障がい者支援協議会の意向を踏まえ、学識経験者や障がい者団体等から構成された「宇城市障がい者計画・障がい福祉計画策定審議会」において検討し、住民の意見を反映して策定しました。

第2章 障がい者福祉施策の動向

1. 国の施策動向

本市では、平成29年度に策定された「宇城市第3期障がい者計画」に基づき、障がい者施策に取り組んできましたが、その後、障がい者福祉制度について関連する法令の制定や改正が行われています。

(1) 障害者総合支援法の改正

障がい者等の地域生活や就労支援の強化により、障がい者等の希望する生活が実現できるよう改正され、令和6（2024）年4月から施行されます。

障がい者等の地域生活の支援体制の充実として、グループホームの支援内容に一人暮らし等への支援や退去後の相談が含まれることが明確化され、基幹相談支援センター²及び地域生活支援拠点等³の整備は市町村の努力義務となりました。

障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進として、「就労選択支援⁴」の創設、重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者の10時間以上20時間未満の就労を実雇用率において算定できるようになりました。

精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備として、家族が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも市町村長の同意により医療保護入院⁵を行うことが可能となることに伴い、市町村長の同意による医療保護入院者を中心に、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」が創設されました。

(2) 障害者差別解消法の改正

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が令和5年3月に改正され、令和6年（2024）4月から施行されます。

障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

²基幹相談支援センター：障がい者の相談支援を総合的・一元的に実施する、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

³地域生活支援拠点等：障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた生活拠点

⁴就労選択支援：障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス

⁵医療保護入院：入院が必要な精神障がい者で、自傷他害の恐れはないが任意入院を行う状態にないものについて、精神保健指定医の診察及び家族等の同意により入院することができる制度

「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされてきましたが、改正法により、令和6（2024）年4月1日から事業者も義務化されることとなります。

（3）障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」は、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加できるように、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要としています。そのための理念として、①障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること、②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにすること、③障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすること、④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行うことを定め、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として制定されています。

（4）こども家庭庁の設立

令和5（2023）年4月1日にこども家庭庁が設立されました。子育て支援施策の中で障がいや発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障がい児の福祉の増進や保健の向上（障がい児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）を担うとされています。

2. 社会情勢の変化

（1）障害者権利条約に基づく政府報告審査の総括所見

平成19（2007）年に我が国が署名した「障害者の権利に関する条約⁶」に基づき、令和4（2022）年に障害者権利委員会による日本政府報告の審査が実施されました。

総括所見では、条約の締結以降、障がい者の権利の促進のためにとられた立法措置や取り組みについて肯定的に評価された一方、一般原則及び義務や個別の権利（インクルーシブ教育の確保、非自発的入院及び治療の廃止等）についての勧告が盛り込まれました。

なお、令和10（2028）年2月までに定期報告の提出を求められています。

（2）2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

⁶障害者の権利に関する条約：あらゆる障害者の、尊厳と権利を保障するための条約。日本では国内法の整備等を経て2014年に批准した。

令和3（2021）年に東京都でパラリンピック競技大会が開催されました。開催に伴い政府は共生社会の実現に向け、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を取りまとめ、障がい当事者の意見を取り入れた新国立競技場の整備、2度にわたる「バリアフリー法」の改正、新しい学習指導要領を踏まえた小中学校における「心のバリアフリー」に関する授業の全面実施などが実施され、「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」は大きく進展することとなりました。一方で地方部における障がい当事者の参画、人口減少や技術革新による非対面サービスの広がり起因する格差の拡大への対応、情報アクセシビリティの確保等といった、引き続き取り組むべき課題や新たな課題も指摘されています。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」等の高まりを一過性のものにするのではなく、これまでの取り組みを大会のレガシー⁷として継続し、共生社会の実現に向けて推進していくことが重要です。

（3）新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

令和2（2020）年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、障がいのある人の日常にも大きな影響を与えました。基礎疾患等がある人の生命が脅かされる状況や、事業所の休業や感染に伴う自宅待機による日々の生活の不自由さなどにより、社会全体が閉塞感を感じる状況となりました。

また、障がい者へのサービス提供を担う事業者側にもさまざまな影響がありました。就労継続支援事業所では、経済活動の縮小により収入が大幅に落ち込み、原油価格や物価の高騰により施設の経営に影響が出ているところもあります。

さらには、コミュニケーション方法にも大きな変化が生じ、ICT技術の発達により直接会わなくてもコミュニケーションを取る機会が大きく増加した半面、技術的、心情的に非対面でのコミュニケーションになじめず、取り残され、孤立化に拍車がかかる人たちも出てきています。

新型コロナウイルス感染症の影響はピーク時に比べ減少してきていますが、その影響から脱することができていない人も大勢います。障がいのある人がその影響で孤立化することがないように注視していく必要があります。

（4）持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

平成27（2015）年9月、国連サミットにおいてSDGsが採択されました。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12（2030）年を達成年限として、17のゴールと169のターゲットから構成されるものです。わが国でも「SDGs実施指針」が策定され、8つの優先課題と課題に取り組むた

⁷レガシー：国際オリンピック委員会（IOC）がオリンピック憲章に明記する、オリンピック等の大会を通じて整備・構築される取り組み等を大会のためだけでなく、その後も社会の資産としての活用を狙いとするもの

めの主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、さまざまな人が分け隔てなく共に支えあう共生社会の実現に向け、重要であるといえます。



第3章 障がい者等の状況

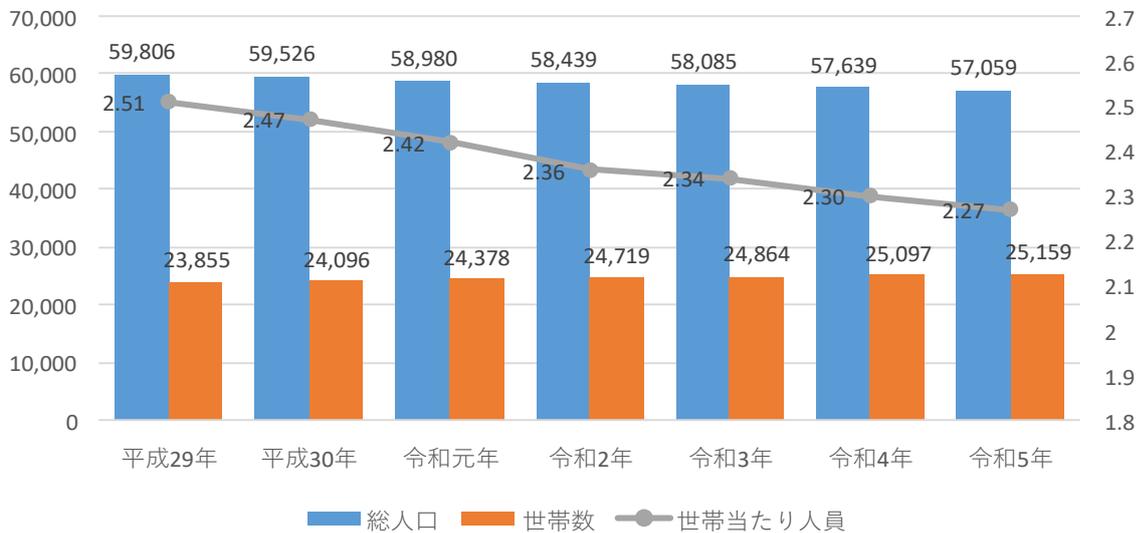
1. 宇城市の人口・世帯数

(1) 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口は令和5（2023）年10月1日現在で57,059人であり、年々減少しています。

核家族化の影響もあり、総世帯数は年々増加していますが、世帯当たり人員は減少しています。

総人口・世帯数の推移



(単位：人)

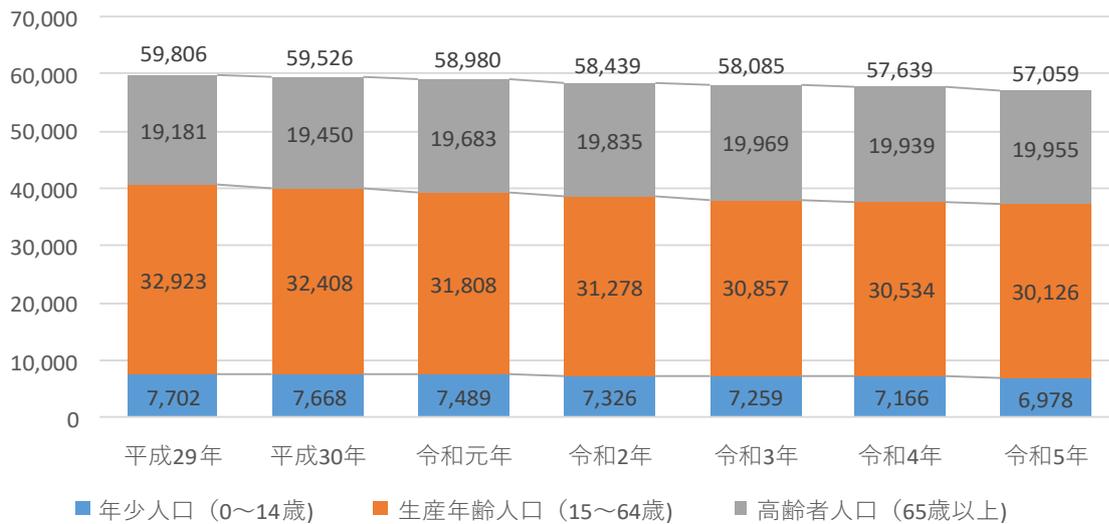
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	59,806	59,526	58,980	58,439	58,085	57,639	57,059
世帯数（世帯）	23,855	24,096	24,378	24,719	24,864	25,097	25,159
世帯当たり人員	2.51	2.47	2.42	2.36	2.34	2.30	2.27

資料：庁内資料（各年10月1日）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は年々減少していますが、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、令和5（2023）年10月1日現在で高齢化率は35.0%となっています。本市においても少子高齢化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移



(単位: 人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口 (0～14歳)	7,702	7,668	7,489	7,326	7,259	7,166	6,978
構成比	12.9%	12.9%	12.7%	12.5%	12.5%	12.4%	12.2%
年少人口 (15～64歳)	32,923	32,408	31,808	31,278	30,857	30,534	30,126
構成比	55.0%	54.4%	53.9%	53.5%	53.1%	53.0%	52.8%
年少人口 (65歳以上)	19,181	19,450	19,683	19,835	19,969	19,939	19,955
構成比	32.1%	32.7%	33.4%	33.9%	34.4%	34.6%	35.0%
総人口	59,806	59,526	58,980	58,439	58,085	57,639	57,059

資料: 庁内資料 (各年10月1日)

2. 宇城市の障がい者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和5（2023）年10月1日現在で4,210人であり、総人口に占める障害者手帳所持者の比率は7.4%です。

障がい者の中で最も多いのは身体障がい者ですが、手帳所持者数は減少傾向にあります。平成29年からの6年間で、療育手帳所持者数は153人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は155人増加しています。

障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	3,101	3,065	2,991	2,930	2,882	2,812	2,740
療育手帳	677	699	709	724	748	788	830
精神障害者保健福祉手帳	485	527	556	573	594	624	640
障害者手帳所持者数	4,263	4,291	4,256	4,227	4,224	4,224	4,210
障害者手帳所持者比率	7.1%	7.2%	7.2%	7.2%	7.3%	7.3%	7.4%

資料：庁内資料（各年10月1日）

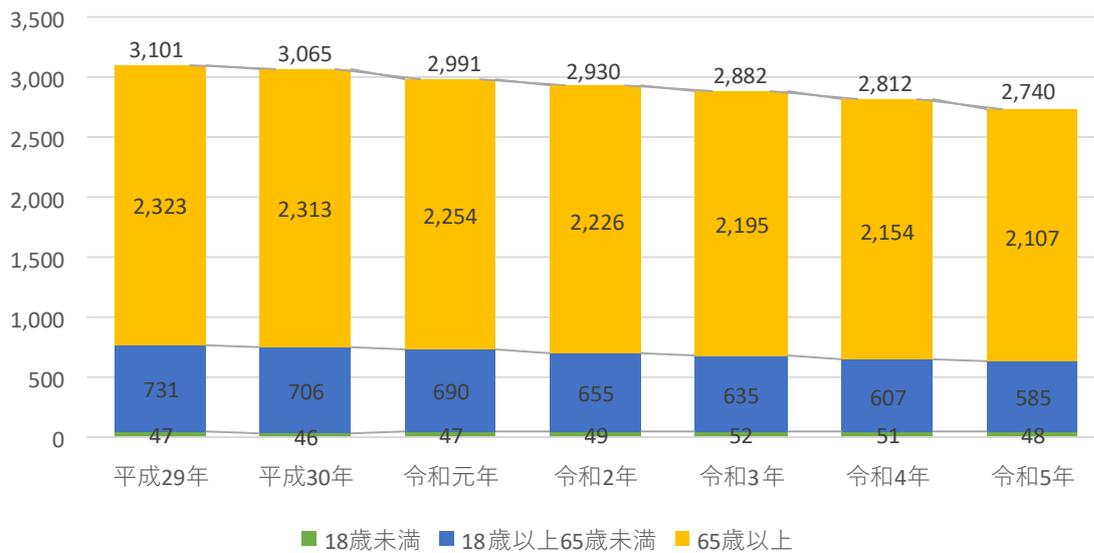
(2) 身体障がい者の状況

ア 年代別身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者数は年々減少しています。

年代別にみると、18歳未満はほぼ横ばい、18歳以上65歳未満、65歳以上では減少しています。

年代別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	47	46	47	49	52	51	48
18歳以上65歳未満	731	706	690	655	635	607	585
65歳以上	2,323	2,313	2,254	2,226	2,195	2,154	2,107
計	3,101	3,065	2,991	2,930	2,882	2,812	2,740

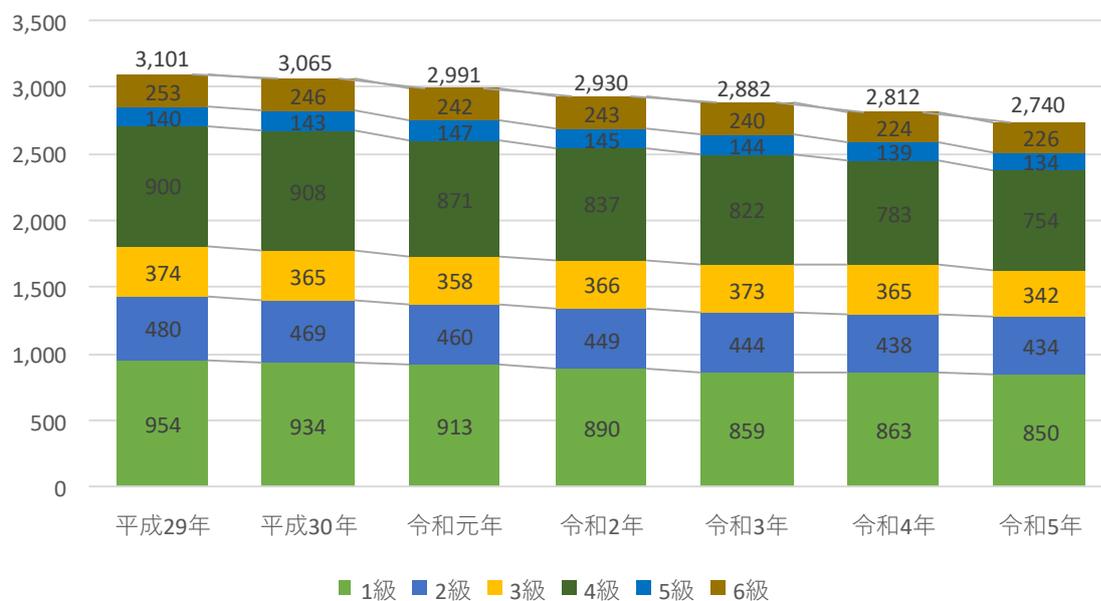
資料：庁内資料（各年10月1日）

イ 等級別身体障害者手帳の所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数は、1級が最も多く令和5年では850人、次いで4級が754人となっています。

平成29年からの6年間で、すべての等級が減少しています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

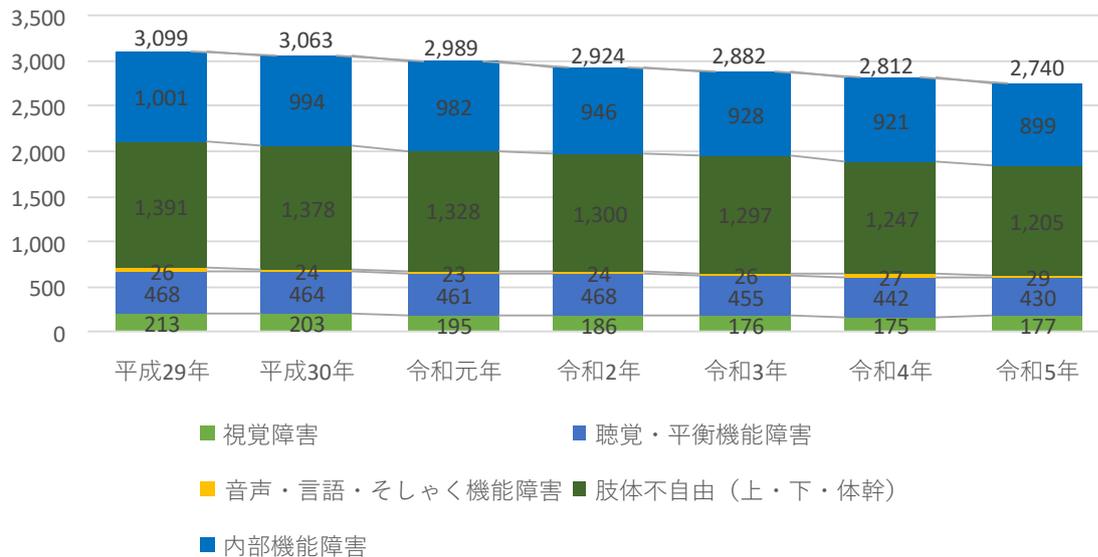
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	954	934	913	890	859	863	850
2級	480	469	460	449	444	438	434
3級	374	365	358	366	373	365	342
4級	900	908	871	837	822	783	754
5級	140	143	147	145	144	139	134
6級	253	246	242	243	240	224	226
計	3,101	3,065	2,991	2,930	2,882	2,812	2,740

資料：庁内資料（各年10月1日）

ウ 障がい部位別身体障害者手帳の所持者数

障がい部位別身体障害者手帳所持者数は、肢体不自由（上・下・体幹）が最も多く、令和5年では1,205人となっており、全体の44.0%を占め、次いで内部機能障がいが899人となっており、全体の32.8%を占めています。

障がい部位別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	213	203	195	186	176	175	177
聴覚・平衡機能障害	468	464	461	468	455	442	430
音声・言語・そしゃく機能障害	26	24	23	24	26	27	29
肢体不自由（上・下・体幹）	1,391	1,378	1,328	1,300	1,297	1,247	1,205
内部機能障害	1,001	994	982	946	928	921	899
計	3,099	3,063	2,989	2,924	2,882	2,812	2,740

資料：庁内資料（各年10月1日）

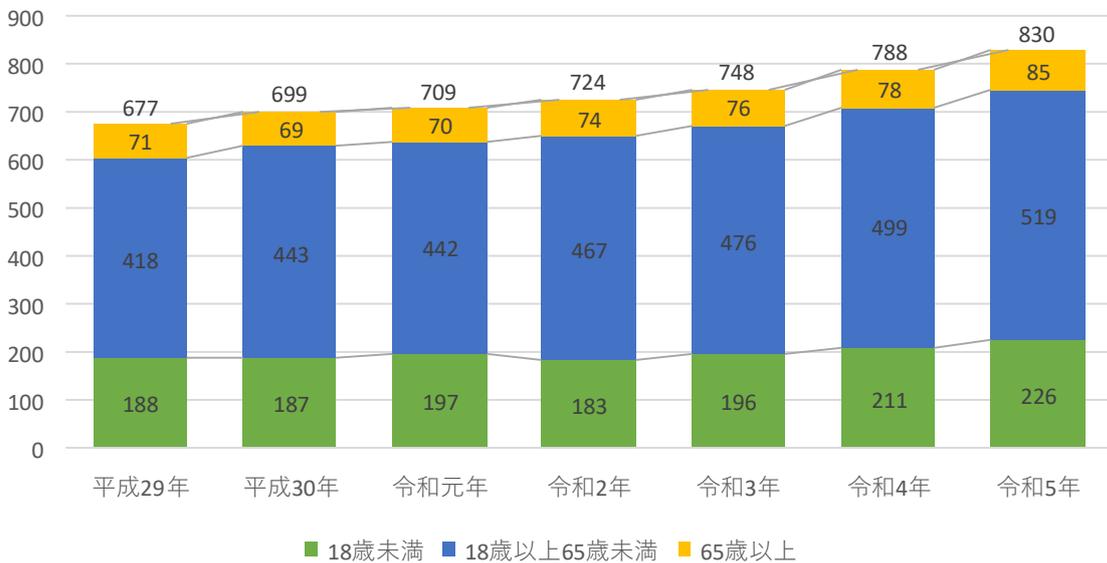
(3) 知的障がい者の状況

ア 年代別療育手帳の所持者数

知的障がい者は、知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人のうち、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人であり、A判定（最重度・重度）とB判定（中度・軽度）に大別されます。

本市の療育手帳所持者数は、平成29年の677人から令和5年では830人と、6年間で153人増加しています。また、全ての年代で増加しています。

年代別療育手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	188	187	197	183	196	211	226
18歳以上65歳未満	418	443	442	467	476	499	519
65歳以上	71	69	70	74	76	78	85
計	677	699	709	724	748	788	830

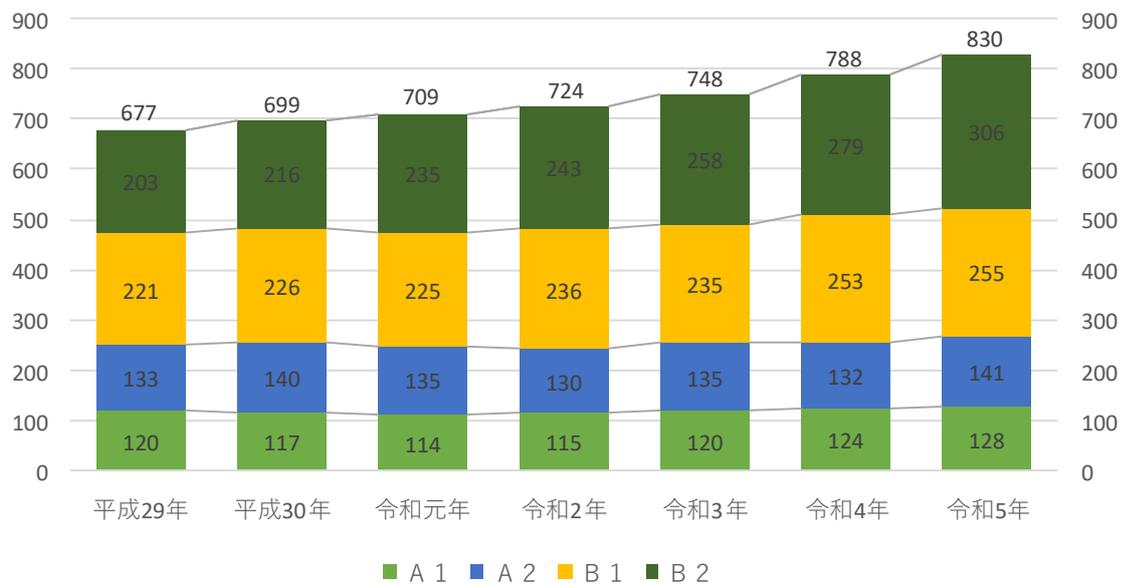
資料：庁内資料（各年10月1日）

イ 障がい等級別療育手帳の所持者数

障がい等級別にみると、令和5年で最も多いのはB2（軽度）となっています。

B2（軽度）は、平成29年の203人から令和5年では306人と103人増加しており、大幅な増加となっています。

障がい等級別療育手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A1	120	117	114	115	120	124	128
A2	133	140	135	130	135	132	141
B1	221	226	225	236	235	253	255
B2	203	216	235	243	258	279	306
計	677	699	709	724	748	788	830

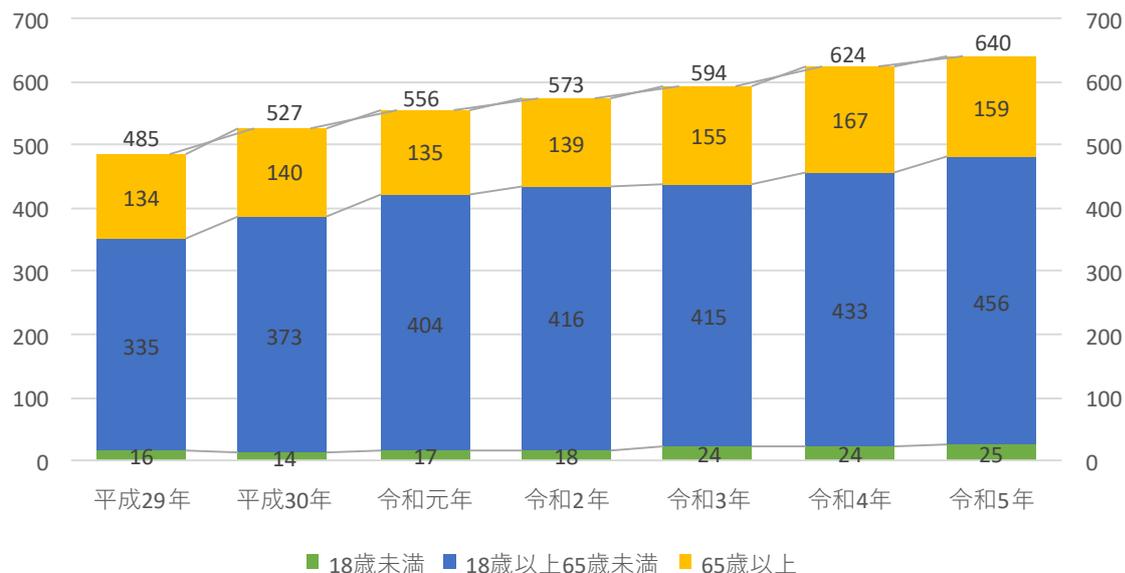
資料：庁内資料（各年10月1日）

(4) 精神障がい者の状況

ア 年代別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年で640人となっており、年々増加しています。年代別にみると、18歳以上65歳未満が最も多く、また、全ての年代で増加しています。

年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	16	14	17	18	24	24	25
18歳以上65歳未満	335	373	404	416	415	433	456
65歳以上	134	140	135	139	155	167	159
計	485	527	556	573	594	624	640

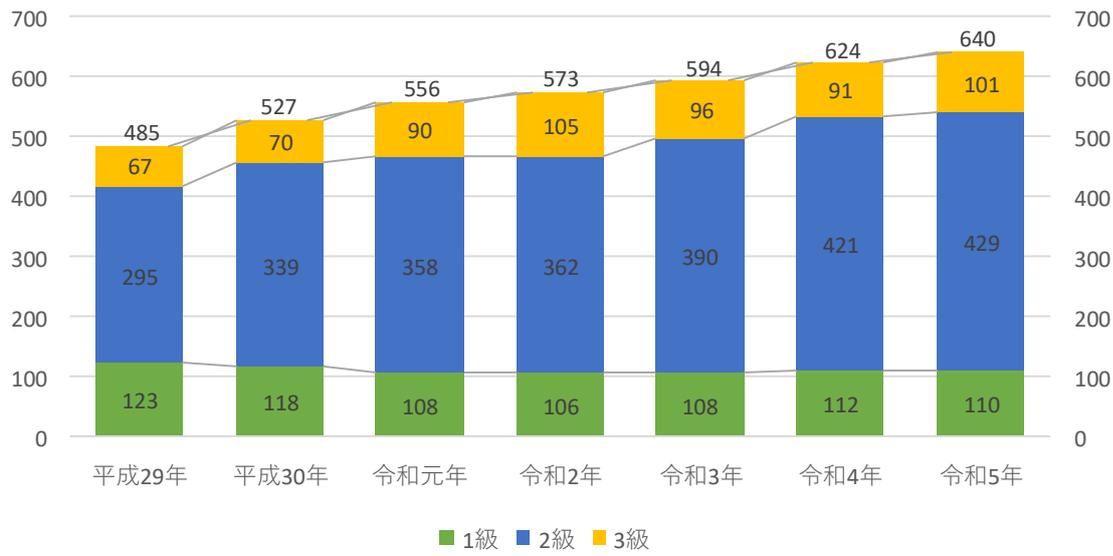
資料：庁内資料（各年10月1日）

イ 等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳は、1級から3級に等級区分されており、1級が最も程度が重く、2級、3級になるにつれて程度が軽くなることを示しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和5年で2級が最も多く429人となっており、全体の67.0%を占めています。また、年々増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	123	118	108	106	108	112	110
2級	295	339	358	362	390	421	429
3級	67	70	90	105	96	91	101
計	485	527	556	573	594	624	640

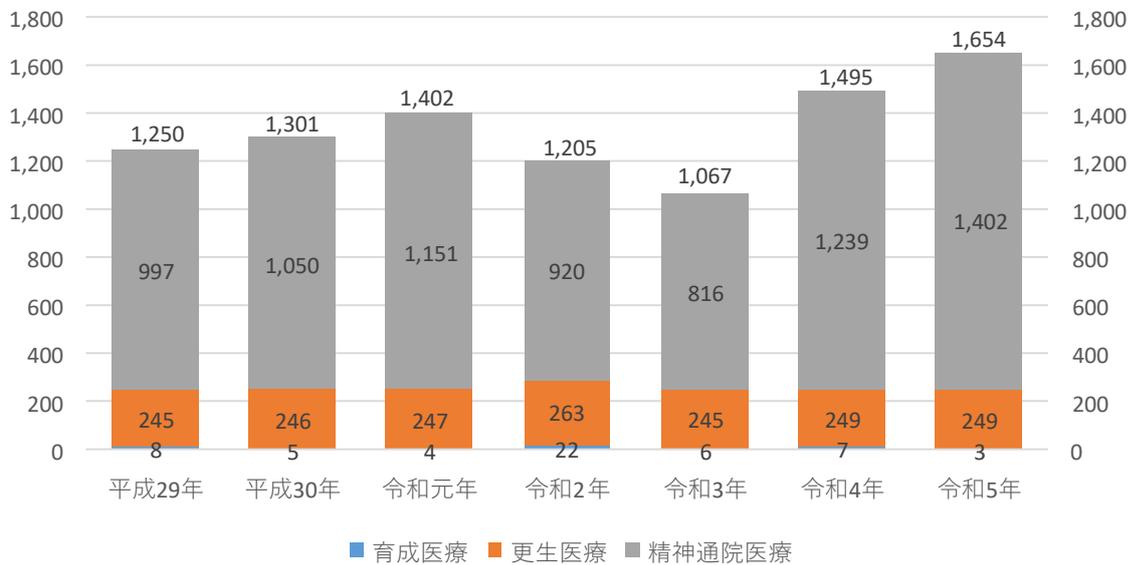
資料：庁内資料（各年10月1日）

(5) 自立支援医療受給者数

令和5年の自立支援医療受給者数は、育成医療が3人、更生医療が249人、精神通院医療が1,402人となっており、合わせて1,654人が受給しています。

育成医療、更生医療の受給者は大きな増減はありません。精神通院医療は、年々受給者は増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期間が満了する方の有効期間が自動的に1年間延長されたことにより、更新の有無が把握できず見かけ上減少しています。しかしながら対策終了後の受給者数を勘案すると、実質は現状維持または微増であったと見込まれます。また、令和4年度以降は再び増加を続けています。

自立支援医療受給者数の推移



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
育成医療	8	5	4	22	6	7	3
更生医療	245	246	247	263	245	249	249
精神通院医療	997	1,050	1,151	920	816	1,239	1,402
計	1,250	1,301	1,402	1,205	1,067	1,495	1,654

資料：庁内資料（各年10月1日）

(6) 障がい児の状況

就学前の障がい児（疑いがある児童含む）の状況をみると、令和5年3月末で身体障害者手帳所持者数は5人、療育手帳所持者数は33人となっています。

就学の状況をみると、小学校では、身体障害者手帳所持者数は11人、療育手帳所持者数は98人、中学校では、身体障害者手帳所持者数は7人、療育手帳所持者数は60人となっています。

療育手帳所持者区分では、小学生・中学生ともにB（中度・軽度）の手帳所持者が多くなっています。

就学前児童の状況

項目	人数
就学前身体障害者手帳所持者数	5
就学前療育手帳所持者数	33

資料：庁内資料（令和5年3月末）

就学の状況

		身体障害者 手帳所持者数		療育手帳所持者数	
		1級	2級	A	B
小学生	1年生	0	0	4	7
	2年生	2	1	1	12
	3年生	0	1	2	14
	4年生	1	2	1	11
	5年生	1	1	6	15
	6年生	0	2	7	18
	小計	11		98	
中学生	1年生	1	0	1	15
	2年生	3	2	6	20
	3年生	1	0	2	16
	小計	7		60	
合計		18		158	

資料：庁内資料（令和5年3月末）

(7) 宇城市立小中学校の特別支援学級の状況

宇城市立の小学校、中学校では、特別支援学級の学級数、在籍する児童生徒数ともに増加を続けています。特に自閉症・情緒障害学級は学級数、児童生徒数ともに多く、毎年増加しています。

その他の学級においては、小学校では令和5年度に減少に転じている学級もあります。中学校ではおおむね増加を続けています。

宇城市立小・中学校 特別支援学級数・児童生徒数

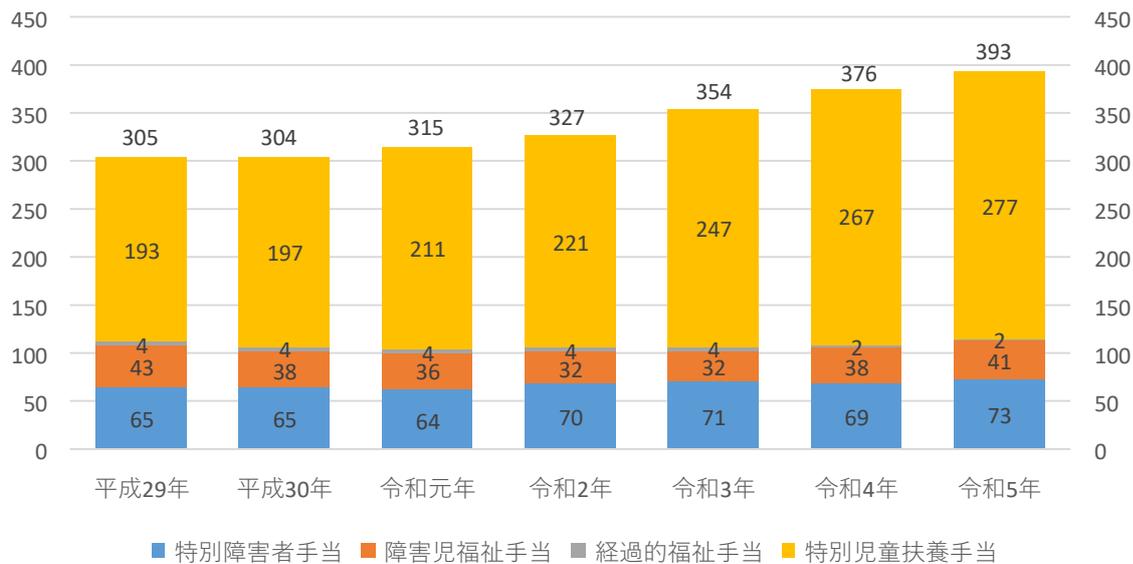
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	知的学級	学級数	17	17	15
		児童数	71	79	64
	肢体不自由学級	学級数	4	4	3
		児童数	6	6	5
	病弱・身体虚弱学級	学級数	2	2	1
		児童数	2	2	1
	難聴学級	学級数	2	2	2
		児童数	3	3	2
	自閉症・情緒障害学級	学級数	27	28	29
		児童数	166	181	185
小計	学級数	52	53	50	
	児童数	248	271	257	
中学校	知的学級	学級数	5	5	8
		生徒数	23	27	35
	肢体不自由学級	学級数	2	1	1
		生徒数	2	1	1
	難聴学級	学級数	1	1	1
		生徒数	1	1	1
	自閉症・情緒障害学級	学級数	7	9	9
		生徒数	42	52	61
小計	学級数	15	16	19	
	児童数	68	81	98	
計	学級数	67	69	69	
	児童生徒数	316	352	355	

(8) 各種手当での支給状況

障がい福祉に関する、各種手当での支給状況をみると、令和5年は393人が受給しており、受給者数は年々増加しています。

特に特別児童扶養手当は増加数が大きく、平成29年からの6年間で84人が増加し、1.4倍になっています。

各種手当の支給状況



(単位: 人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当	65	65	64	70	71	69	73
障害児福祉手当	43	38	36	32	32	38	41
経過的福祉手当	4	4	4	4	4	2	2
特別児童扶養手当	193	197	211	221	247	267	277
計	305	304	315	327	354	376	393

資料: 庁内資料(各年10月1日)、特別児童扶養手当は(12月31日)

(9) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分で、障がい福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案される事項の一つです。

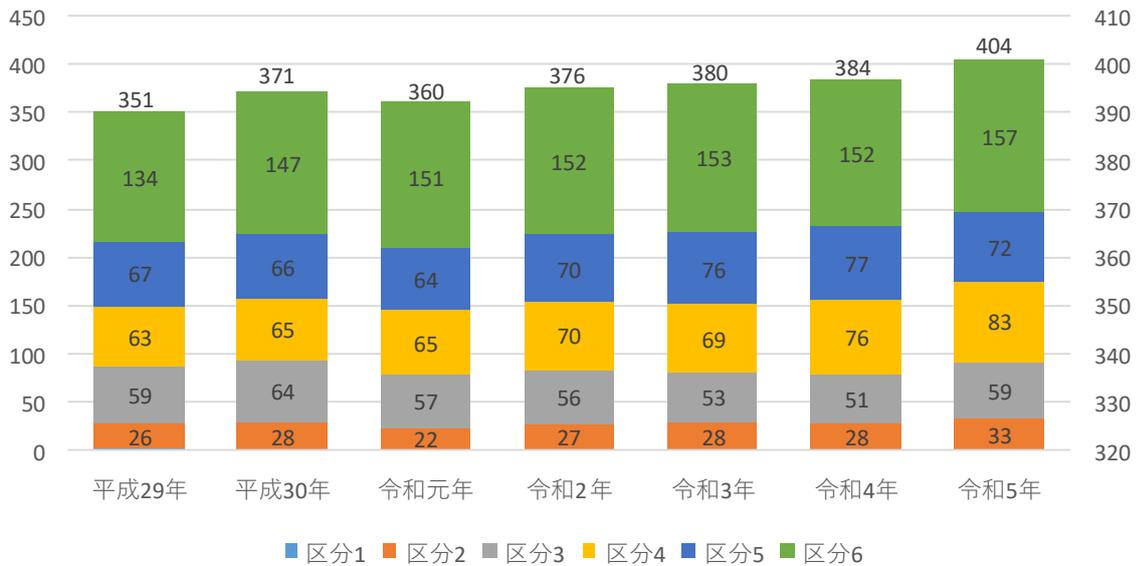
必要とされる支援の度合いは、区分1が低く、区分が上がるにつれて高くなります。

平成26年4月に施行された「障害者総合支援法」の一部改正により、「障害程度区分」が「障害支援区分」に名称変更されました。

本市の障害支援区分認定者数は、年々増加しており、令和5年で最も多いのは区分6で157人、次いで区分4が83人となっています。

平成29年度からみると、区分1～3ではほぼ変化はありませんが、区分4～6は増加傾向にあるといえます。

障害支援区分認定者数の推移



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	2	1	1	1	1	0	0
区分2	26	28	22	27	28	28	33
区分3	59	64	57	56	53	51	59
区分4	63	65	65	70	69	76	83
区分5	67	66	64	70	76	77	72
区分6	134	147	151	152	153	152	157
計	351	371	360	376	380	384	404

資料：庁内資料（各年10月1日）

3. 福祉サービス利用の状況

(1) 障がい福祉サービス等の利用実績

ア 訪問系サービス

居宅介護は見込みよりやや実績が多くなっています。また、重度訪問介護では、見込みに対して実績はやや少なく、利用者数は微増傾向です。重度障害者等包括支援は、令和3年度、4年度の利用はありませんでした。

■ 訪問系サービスの利用状況

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	人/月	83	85	83	85	83	90
	時間分/月	1,112	1,129	1,112	1,110	1,112	1,149
重度訪問介護	人/月	5	5	6	5	7	6
	時間分/月	475	393	570	368	665	400
同行援護	人/月	4	4	4	4	4	5
	時間分/月	36	46	36	40	36	58
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間分/月	7	1	7	1	7	2
重度障害者等包括支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間分/月	10	0	10	0	10	0

令和5年度実績は令和5年11月迄の平均です。(以下同じ。)

イ 日中活動系サービス

生活介護は、見込みを下回っており、利用者、利用量とも増減を繰り返しています。自立訓練（機能訓練）は令和5年度に利用者がありました。自立訓練（生活訓練）は増加を続けています。就労移行支援では、見込みに対して利用は少ない状態です。就労継続支援（A型・B型）は、利用者、利用量とも増加を続けています。

■ 日中活動系サービスの利用状況

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	人/月	207	186	214	180	221	183
	人日/月	4,037	3,722	4,173	3,536	4,310	3,789
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	1	1	2
	時間分/月	13	4	13	11	13	30
自立訓練（生活訓練）	人/月	6	6	6	11	6	10
	時間分/月	84	77	84	163	84	211
就労移行支援	人/月	19	13	25	6	33	4
	時間分/月	325	210	428	97	564	93
就労継続支援（A型）	人/月	153	144	162	150	171	154
	時間分/月	2,999	2,833	3,175	2,959	3,352	3,072
就労継続支援（B型）	人/月	170	168	188	181	208	183
	人日/月	3,213	3,105	3,553	3,279	3,931	3,446
就労定着支援	人/月	4	4	4	3	4	6
療養介護	人/月	27	26	27	28	27	28
短期入所（福祉型）	人/月	13	11	13	14	13	22
	人日/月	70	54	70	68	70	98
短期入所（医療型）	人/月	4	1	4	2	4	4
	人日/月	23	4	23	5	23	17

ウ 居宅系サービス

自立生活援助の利用はありません。

共同生活援助は、ほぼ見込みどおりで推移しています。

施設入所支援は、見込みよりやや少なくなっています。

■ 居住系サービスの利用状況

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自立生活援助	人/月	2	0	2	0	2	0
共同生活援助	人/月	108	113	115	119	123	124
施設入所支援	人/月	111	106	114	104	117	102

エ 相談支援

計画相談支援の利用者数は令和3年度までは実績が見込みを上回っていましたが、令和4年度からは見込みを下回っています。

地域定着支援は令和3、4年度の利用はありませんでした。

■ 相談支援の利用状況

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
計画相談支援	人/月	163	143	194	141	231	165
地域移行支援	人/月	2	1	3	1	4	1
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	2	0

オ 障害児通所支援・障害児相談支援

児童発達支援は、利用者数が増加傾向にあります。また、医療型児童発達支援では、利用者数は増加していますが、見込みよりも少なくなっています。放課後等デイサービス及び障害児相談支援は利用者が大幅に増加しており、見込みよりも多く推移しています。

■ 障害児通所支援・障がい児相談支援の利用状況

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
児童発達支援	人/月	109	94	117	103	125	101
	人日/月	610	491	655	542	700	572
医療型児童発達支援	人/月	2	2	2	2	2	2
	人日/月	12	14	12	6	12	6
放課後等デイサービス	人/月	221	258	233	289	247	308
	人日/月	2,564	2,780	2,703	2,954	2,865	3,200
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	3	1	5
	人日/月	1	1	1	6	1	4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	6	0	6	0	6	0
障害児相談支援	人/月	107	96	127	81	151	114

(2) 地域生活支援事業の利用実績

理解促進研修・啓発事業と自発的活動支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施出来ない状況が続いています。

日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具では、これまで実績が見込みを上回っていましたが、令和4年度は減少し、令和5年度も減少の見込みです。

移動支援事業と日中一時支援事業は利用者数が減少を続けています。これは平成28年度以降、熊本地震の影響と考えていましたが、現在も減少を続けていることから、実施事業所の少なさも要因として考えられます。

令和5年度からは重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業を実施しています。

■ 地域生活支援事業の利用状況

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
理解促進研修・啓発事業	人/年	1	0	1	0	1	0
自発的活動支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0
障害者相談支援事業	力所	3	3	3	3	3	3
宇城地域障がい者支援協議会	回数	2	1	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	4	5	6	5	1
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	450	500	450	502	450	年度途中で集計不可
手話通訳者設置事業	力所	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	2	9	2	1	2	2
自立生活支援用具	件/年	4	7	4	2	4	2
在宅療養等支援用具	件/年	7	2	7	3	7	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	21	10	30	10	4
排泄管理支援用具	件/年	1190	1224	1190	1041	1190	593
住宅改修費助成事業	件/年	2	1	2	2	2	1
点字図書給付事業	件/年	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	14	10	11	10	16
移動支援事業	人/年	20	23	25	23	30	31
	延時間/年	872	703	1090	610	1308	462
地域活動支援センター機能強化事業	力所	2	2	2	2	2	2
	延人数/年	2600	1520	2600	1555	2600	年度途中で集計不可
訪問入浴サービス事業	人/年	2	1	2	2	2	1
日中一時支援事業							
障がい者等日帰りショートステイ事業	延回数/年	873	967	981	965	1090	872
	人/年	40	35	45	40	50	43
障害児タイムケアサービス事業	延回数/年	1200	1114	1200	869	1200	361
	人/年	17	13	17	12	17	12
社会参加促進事業							
障害者自動車運転免許取得費助成事業	人/年	2	4	2	4	2	3
身体障害者用自動車改造費助成事業	人/年	2	0	2	0	2	1
重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業	人/年	0	0	0	0	0	1

資料：庁内資料（各年度3月31日現在）令和5年度は11月30日現在

4. 障がい者施策に関する意識調査

(1) アンケート調査から見える現状と課題

障がい者の生活の実態や障がい福祉サービスに関する利用意向、事業所におけるサービスの利用状況等を把握することによって、計画の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

《調査方法と回収状況》

調査対象	① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者手帳は所持していないが障がい福祉サービスを利用している者 計 1,500 名（無作為抽出） ② 障がい福祉サービス事業所 51 法人
調査期間	① 令和5年8月28日（月）～9月15日（金） ② 令和5年9月8日（金）～9月29日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収状況	① 有効回収数 626 件（有効回収率 41.7%） ② 有効回収数 37 件（有効回収率 72.5%）

《主な調査結果》

ア 調査対象者の基本属性・障がい程度について

調査対象者のうち、18歳未満が26.2%、18歳～64歳が35.4%、65歳以上が36.4%と幅広い年齢層から回答を得られました。

身体障がい者の障がい程度は、1級が最も多く身体障害者手帳所持者の全体の3割以上を占めています。障がいの内容は「肢体不自由」が最も多く、全体の約5割を超えています。

知的障がい者の障がい程度は、B2の割合が高く、特に18歳未満のB2の割合が高くなっています。また、知的障がいがあり、かつ発達障がいがある人が半数以上を占めています。

精神障がい者では、2級の割合が高く、特に18～64歳で高くなっています。精神障がい者の内、高次脳機能障がいがある割合が約1割となっています。

特定疾患医療受給者証の所持者は、全体の3.2%となっており、その内、介護保険の認定を受けている方が25%程度みられます。

イ 生活について

現在の住まいは、「一戸建て」という回答が最も多くなっています。特に身体障がい者、知的障がい者、特定疾患者、非所持者は「一戸建て」の割合が65%～90%と高くなっている一方、精神障がい者は48.2%と他と比べ低く、マンション・アパート、市営・県営住宅、グループホーム、入所・入院が多いことが要因と考えられます。

同居している人は、身体障がい者では「夫・妻」の割合が高く、知的障がい者は「父・母」、「兄

弟・姉妹」の割合が高く、精神障がい者は他と比べ「ひとり暮らし」の割合が高くなっています。

障がいの種別や年齢層により居住形態は大きく異なりますが、それぞれの障がいに対応した居住環境の充実が求められます。また、ひとり暮らしの障がい者が安心して生活できるよう、日頃の見守りや緊急時の対策など、地域で支えることができるような支援体制や理解、支え合いの構築が必要です。

ウ 介護者の状況について

介護者の状況を見ると、介護者がいない割合は全体で26.4%となっています。介護者の年齢は全体で75歳以上が15.8%となっています。65歳以上の障がい者を介護する43.8%は介護者の年齢が75歳以上であり、介護者も高齢化しているといえます。特に、65歳以上の割合が高い身体障がい者の介護者は、75歳以上の割合が32.5%となっています。

介護者の健康状態をみると、「よくない」という回答は全体で11.6%みられますが、精神障がい者の介助者では23.3%と他よりも高い割合となっています。介護者が介護できない場合の対応では、「同居の家族」、「同居していない家族・親戚」の割合が高くなっています。

介護者の高齢化や介護者の健康状態の悪化など、障がいがある本人だけではなく、その家族も問題を抱えている状況や、介護者がいない場合の対応は家族・親戚へ頼ることが大きいことから、その負担を軽減するためにも障がい福祉サービスの利用を相談できる窓口やサービスの充実が必要です。

エ 外出について

外出の頻度は、「ほとんど毎日」という回答が全体の半数以上となっていますが、「ほとんど外出しない」という回答も5.3%みられます。年齢階層が高くなるにつれて外出頻度が低くなる傾向がみられます。

外出時の支援は、「いつも必要」という回答が31.8%みられ、障がい種別では知的障がい者と特定疾患患者でその割合が高くなっています。

また、外出時に困ることは「公共交通機関が少ない(ない)」「列車やバスの乗り降りが困難」という回答が多くなっています。

外出時の支援や、外出の妨げとなっている、公共交通機関の充実、車両等のバリアフリー化の整備等が求められています。

オ 就労について

18歳から64歳まででは「働いている」が約6割を占めます。また、障がい種別では知的障がい者が最も働いている比率が高くなっています。就労する場所は「就労移行支援、就労継続支援」が30.8%を占めており、就労者の収入は、身体障がい者では「7～11万円未満」が28.0%、知的障がい者と精神障がい者では「1～3万円未満」が23.3%、29.4%とそれぞれ最も高い割合となっています。

仕事をする上で不安や不満を感じることは、全体では「特に不安や不満は無い」という回答が最も多くなっていますが、精神障がい者では「職場の人間関係が難しい」の割合が非常に高くなっています。

就労者の1ヶ月あたりの平均収入は低く、「収入が少ない」といった回答が多く寄せられており、収入の増加に向け、事業所などと連携し取り組んでいく必要があります。また、人間関係の構築に困難を抱える人も多いことから、就労者に寄り添った丁寧な支援が必要です。

カ 就学について

18歳未満の就学の状況をみると、「通園・通学している」が約9割以上と、ほとんどの対象者が通園・通学しています。

放課後や休日の過ごし方は、全体では「自宅」が約9割、「放課後等デイサービス」が約5割、「家の周辺」が約3割となっています（複数回答）。

通園・通学する上で問題と感じていることは、「障がい教育や療養などに関する専門知識を持った人が少ない・いない」が35.8%、「友人関係を築くのが難しい」34.6%となっています。

障がいのある子どもたちが、放課後や休日を希望する場所で過ごせるようにすることや、教育関係者の専門性の向上、また、障がいを持っていない子どもたちが、障がいや障がい者を十分に理解することができるよう、インクルーシブ教育の充実を図る必要があります。

キ 地域生活について

差別や嫌な思いの経験について、全体の約3割が「よくある」、「ときどきある」と回答されています。その場面としては、「まちなかなど外での人の視線」30.7%、「教育の場」27.6%、「コミュニケーションや情報の収集」26.0%となっており、普段の生活の中で差別を感じる人が多くなっています。

また、障がいのある人の社会参加について、約3割の人が「理解がある」、「まあまあ理解がある」と回答していますが、約2割の人は「あまり理解がない」、「まったく理解がない」と回答されています。

更には、障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことは、「地域の人たちの理解」39.6%、「地域の活動や行事があるときの声かけ」27.3%、「障がいのある人自身の積極性」26.7%となっています。

一般社会や地域住民の障がいのある人への理解は、未だ課題として残っており、社会参加の大きな妨げとなっています。また、障がいのある人の社会参加への理解も少ないこと等から、地域の理解を求める意見も多く、地域に対しての周知・啓発が必要です。

ク 福祉サービスについて

日常生活や福祉サービスの相談先は、「市役所」が約4割、「医療機関」が約3割、「相談支援事業所」が約3割となっています。

現在利用しているサービスは、障がい児の「放課後等デイサービス」が38.8%と高くなっています。障がい者のサービスでは「計画相談支援」が約4割で最も多く、「生活介護」が約3割となっています。今後利用したい福祉サービスは「短期入所（ショートステイ）」が高くなっています。

18歳未満では「放課後等デイサービス」、「児童発達支援」の回答が多くなっています。

障がい福祉サービスのニーズとしては、「短期入所（ショートステイ）」や「放課後等デイサービス」について利用意向が高くなっており、ニーズに応じたサービスの充実が必要です。サービスの利用などに際し、相談先として多くなっている「市役所」や「医療機関」、その他の関係機関においても、サービスの内容や利用方法などを十分に把握し、関係機関の間で情報の共有を図る必要があります。

ケ 情報について

福祉サービス等に関する情報について、約5割の方が十分ではないと回答しています。情報の入手先については、「広報うき」が約3割、「新聞やテレビ、ラジオのニュース」が約2割となっています。

また、今後充実して欲しい情報は「困ったときに相談ができる機関・場所についての情報」「福祉サービスの具体的な内容や利用方法に関する情報」でそれぞれ約4割となっています。

障がいのある人に情報があまり行き届いていない現状があるため、情報提供の仕方を工夫することや、わかりやすい情報提供が必要です。また、相談に関する情報や福祉サービスに関する情報のさらなる充実が求められています。

コ 災害時の対応について

現在お住まいの地域の避難場所・避難経路について、約3割の人は「知らなかった」と回答しています。また、避難行動要支援者の制度について「知らない」が全体の約7割以上を占めています。

今後災害時に困ることは、「必要な物資を得られるか不安」、「障がいなどに配慮された福祉避難所に避難できるか不安」「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」等の回答が多く見受けられます。

避難場所や避難経路、また、避難行動要支援者制度について知らない人が多いことから、周知を徹底し、訓練などにより災害時にスムーズに避難ができるよう日頃から備えておく必要があります。

また、避難場所での不安を感じている人が多いことから、障がいのある人に配慮した場所や設備の整備が求められています。

サ 障がいのある人も暮らしやすい宇城市となるために

必要なこととして、全体では「年金や手当等の充実」が約4割を超え、「障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」、「障がい児の療育・保育・教育の充実」が約3割を占めています。経済面の支援や、障がいのある人への理解、支援の充実を求める声が多い傾向

にあります。

お住まいの地域により課題は異なり、通院の際の移動手段は、特に三角地区や豊野地区では公共交通機関の利用や自動車の利用の割合が少なく、施設や親族からの送迎が多くなっています。

また、障害児通所支援事業所の設置は不知火町、松橋町、小川町に集中しており、特に三角町では距離的な制約もあり、他の地区に比べ利用している割合が低くなっています。

福祉サービスの地域格差是正が求められています。

(2) 関係団体等ヒアリング調査からみえる現状と課題

市内の障がいのある人や家族、支援者等が抱える課題や福祉ニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、関係団体等へヒアリング調査を実施しました。

《調査の概要》

項目	名称	略称
調査対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・宇城市身体障害者福祉協議会 ・宇城市聴覚障がい者団体 ・宇城市地域保健福祉家族会 ・宇城市手をつなぐ育成会 ・宇城市社会福祉協議会 ・宇城市視覚障害者福祉協会 	<ul style="list-style-type: none"> (身) (聴) (保) (手) (社) (視)
調査日	令和5年10月12日(木)、11月20日(月)	
調査方法	聴き取り調査	

《主な調査結果》

分野・項目	主な意見
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への理解は進み解消されつつあるが、田舎では障がいは恥ずかしく隠したいと思い、会合等への参加も躊躇する方もいる。(身) ・以前ははじめもあったが、少なくなった。コンビニやスーパーでお願いすると対応してくれるところもあるが、面倒くさい感じで対応される方もいる。店員が手話でありがとうと言ってくると嬉しくなる。(聴) ・成年後見人の受け手が少ないと感じている。(社) ・地域住民の障がいに対する理解が進んでいないと感じる。また、障がいのある人となない人のコミュニケーションの場がない。(社) ・物を盗ると疑われ、イオンモールで警察をよばれたこともあった。買い物学習を月1回行い、お金の払い方等を教えている。(保) ・警察官から不審者と間違われて通報されたときや職務質問の時など、受け答えができない事が多いので、理解と対応を習得してほしい。(手) ・保育園では入園を断られることはないが、幼稚園では断られる場合がある。(手)

分野・項目	主な意見
安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地などの障がい者用トイレの整備（身） ・横断歩道の白線が消えたり薄くなっていたりする箇所がある。（手） ・ヘルプカードの社会的認知度が低いと感じる（手） ・特別支援学校の登校時間が遅いため、共働きの保護者は出勤時に登校させられない場合があり、何らかの方策が必要と考える。（手） ・突発的な事故があった場合の家族への連絡手段がない。外出時の情報の収受、発信が不安である。（聴） ・駅のホームが改修後狭くなったように感じる（視）
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・バス遅延の連絡が確認できない。バスの中で電光掲示板で情報を流してもらえればと思う。（聴） ・講演等で手話通訳者が離れた位置におり、演者と通訳を同時に見れなくて困った。（聴） ・情報は新聞、テレビ、スマートフォン、インターネットなどから得ているが、入手手段は少ない。若い人はスマートフォンでユーティートークなどのアプリを使っている。（聴） ・市からの障がいサービスに関する情報提供が少ない。（社） ・みんなスマートフォンで情報を調べている。（保） ・熊本県点字図書館を活用している。また、宇城市の広報誌を音声訳してもらい、そのCDをもらっている。
防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所まで連れて行くのが大変なケースがある。（身） ・視覚障がい者、聴覚障がい者への情報周知が課題である。ハザードマップを点字で作っている自治体もあると聞いている。（社） ・まず障がいのある人が自身で逃げられる体制を作って、次に民生委員が連れていく体制をつくるべきである。また、障がいのある人の避難の実態を確認できるような体制づくりも必要である。（社） ・障がいのある人の見守り体制構築が必要だが、居住の実態などの情報の取得が難しい。行政区の中でも障がいのある人への見守りが確立しているかが不明であり、確認が難しい。障がいの程度によって支援が不要な時もあり、本人が見守りを求めているのかの問題もある。（社） ・避難所において、集団生活が苦手な障がい者などの特性に応じた場所を確保していただきたい。（手） ・ヘルプカードの確認を避難所運営マニュアル等に明示してほしい。（手） ・避難所に避難したことがない。避難所の建物内部を説明、案内してくれる人に来てほしい。（視）
行政等における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・収入が低い人が多いので、支出を抑えられる施策を講じてほしい。（手） ・障がい者の地域相談員が宇城市にもいるが、あまり知られていないので、周知する方法を悩んでいる。（身） ・手話通訳者の市役所への設置は助かっているが、月曜日が祝日のときは火曜日に設置してほしい。木曜日は金曜日に設置されている。理想は毎日設置されればいい。今後の要望である。（聴）

第3章 障がい者等の状況

分野・項目	主な意見
保健・医療 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・手話での薬の説明が誤っており亡くなった人がいると聞いたことがある。専門の手話通訳にしてもらった方がよい。このような事例は何件もある。(聴) ・投薬の多い人がいる。(保)
自立した生活の支援・ 意思決定支援 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーが不足していると感じる。また、障がい福祉サービスの情報が広まっていないので周知してほしい。サービスを使いたい人が知らないのは課題であると考える。就労についてはなかなか進まないのもっと力を入れてほしい。(社) ・相談支援体制について、本人だけでは意思表示が困難なので、意思をくみ取る専門性を高めてもらいたい。(手) ・単身世帯になると施設入所を検討するが、聴覚に障がいがある人は少ないので、入所せずに一人で家にいて手話の人と話す方がよいと考えることがある。ろう者の老人ホームを熊本県にも設置してほしい。(聴) ・地域活動などで、周囲に遠慮して一步引いてしまう。(視)
教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・手話での教育、ろう問題に対しても学生にも理解してほしい。最近では手話を覚えたいという風潮もある。(聴) ・教育を受ける環境はできつつあるが、専門職を配置してもっと強化する必要があると考える。(社) ・新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなってきたので、障がいのある人と小学生が触れ合うワークキャンプが増えていけばよいと考える。(社) ・特別支援学級の担任は、特別支援学校教諭の免許状を取得か、それに相当する教諭の割合を高めてほしい。(手) ・学校の支援員等の人員を増やしてほしい(手)
雇用・就業、 経済的自立 の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の会社での雇用増加、法定雇用率が達成されるよう、(身) ・障がいのある人の就労は進んでいない。一般就労できるよう社会の制度を整備していくことも必要。障がいのある人の得意分野を活かす就労が進んでいけばと考える。(社)
文化芸術活 動・スポーツ 等の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドゴルフ等の行事や施設見学等の研修を行っている。(身) ・大会参加の移動手段に不便を感じる(身) ・スポーツ大会でモルックを実施予定。(社) ・社会福祉協議会主催のスポーツ大会や県連のスポーツ大会に参加する。(保)

(3) 住民ワークショップからみえる現状と課題

《ワークショップの概要》

項目	内 容
テーマ	・第1回：『障がいのある人が日常生活で感じる課題・困りごと』 ・第2回：『課題解決のアイデア』
日時	・第1回：令和5年10月20日（金） ・第2回：令和5年11月2日（木）
参加者	障がい者関係団体、民生委員、障がい福祉サービス事業所関係者など 延べ67名
実施方法	参加者が旧町単位を基にした5班に分かれ、KJ法（付箋などに意見やアイデアを書き、模造紙に貼り付けながらアイデアを整理する手法）を活用して実施

▼ ワークショップのようす



《ワークショップの結果》

ア 第1回：障がいのある人等が日常生活で感じる課題・困りごと

障がいのある人やその関係者が日常生活で感じている課題、困りごとについて、参加者の立場から意見を挙げてもらいました。

分野	課題・困りごと
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物に行ってコミュニケーションがあまりできずお店の人ともめ、警察ざたになった ・誹謗中傷が多く、地域の人の理解が欲しい ・障がいのある人への差別意識の解消（「かわいそう」、「お気の毒に」等、障がい＝マイナスというとらえ方） ・障がいが見た目に分からないことがあり、行動を見て変な目で見られたり、離れられたりすることがある ・家族の障がい者の存在をかくす
2 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の周知 ・作業所の環境改善 ・災害避難時の交通手段 ・24時間対応の緊急時の窓口 ・公共施設における（公園、体育館、観光地）障がい者用トイレの設置 ・小さな店でも障がい者用の駐車スペースの確保を ・親亡きあとの生活相談室の設置
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に応じた情報の伝達 ・保護者の困りごとを話し共有する場所、そのような会があると良い ・福祉サービスを受けるまでの流れをわかりやすく示してもらいたい。
4 防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の支援体制、避難場所の事前確認 ・支援物資等の受け取り、他者と一緒に並んで待つ事ができない事がある ・地域における障がいのある人たちの日常における見守り、接点がとても少ない ・障がい特性によっては大勢の方の中に入ることができない、音が気になるなど様々な問題があり、避難場所で過ごすことができないことがある ・障がい者、障がい児を対象とした防災マップ（避難所）などをわかりやすく掲示してほしい
5 行政等における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者専用の案内窓口 ・障がい者用トイレの増加 ・手続きや申請に行った際、説明が分からなかったり、不明な点があるため、わかりやすい説明と、困ったときに聞きやすい態勢を取ってほしい

	<ul style="list-style-type: none"> ・病院に行くためのタクシー代が高く、手帳による1割引きをもう少し割り引いてほしい ・医療費払い戻しの簡素化 ・医療ケアが必要な子供が利用できるサービスが少ない(放デイなど) ・福祉サービスを受けられない日の過ごし方、受け皿 ・保護者支援としてお母さん方が困っていることを聞く場
6 保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・定期通院の簡素化、オンライン診療の活用 ・薬の投与が多すぎる様感じる事が有る
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・宅配などの食事の支援(お昼だけでも) ・施設で生活されている方の地域生活における本人の望む生活の実現、トライアル期間の実施 ・ゴミの片付けが出来ず近隣と問題になる事がある ・宇城には食事のデリバリーが少ない ・35歳の知的障がいの子供の親の亡き後の生活支援
8 教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と教育の連携 ・発達障がい等発達のおまじぎに対する周知 ・通常学級での障がいのある子どもたちへの支援員の不足 ・個人の課題にあった教育が必要。人材育成が急務であり、教育全般において人材不足である ・医療ケアのお子さんが通える学校の整備・充実を図ってほしい ・支援学級の子(自情学級)への学力保障
9 雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な支援に関しては物価高騰による生活困窮は予想できるので、障がい者年金だけでは苦しい生活をしいられる。福祉サービス利用料の検討をしてほしい ・農家の後継者不足が問題となり、知的、精神障がいの方々が農業に従事できるようお願いしたい(収入も増えると思うので)いわゆる「農福連携」の実現 ・高い工賃を支払いたいが出来る仕事に限界もある。優先調達を活用したい ・働く場所や住む場所などの将来への不安
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭等を行い、自分たちが作った作品を展示する場を作る(発表する場) ・障がい者スポーツでグラウンドゴルフを町でやっています。今後人数多くしたい

イ 第2回：課題解決のアイデア

第1回で挙げられた課題、困りごとに対し、どうすれば改善、解決するかアイデアを挙げてもらいました。

分野	課題解決のアイデア
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプカードを身につける ・障がいのある人の理解を住民同士深める ・地域の行事への参加、地域への貢献活動を行う ・人権フェスタ等障がい者理解を図る啓発をさらに推進する ・行政区長に対し障がいの理解を深める研修を行う
2 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り合いタクシーを増便や災害時の移動手段としてタクシー会社、福祉タクシーとの協力、協定を行う ・障がいのある人の運動する機会作り ・障がい者用の駐車場の整備や、一般の人が駐車できないような工夫
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの手続きについての専門窓口の設置、説明会等の実施
4 防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織での障がいのある人へのアプローチ体制の確保 ・自力で避難が困難な方の事前把握 ・警察の地域相談窓口への、障がいのある子についての伝達。 ・災害時に障がいのある人が気兼ねなく避難できる避難所の設置 ・福祉避難所の場所をホームページや広報誌に掲載し、家や施設にでも確認できるものを作る ・視覚障がいのある人向けのハザードマップの作製
5 行政等における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット、SNS を活用した夜間相談サービスや案内窓口の設置 ・通院支援が行える業者一覧の作成 ・日中一時支援事業の活用、日中一時支援事業所を増やす
6 保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会等の促進について、介護者同士の楽しめる企画やネット、広報誌などで入会するメリット等の周知 ・訪問看護等とも連携したオンライン診療
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食事などの支援について、地域の弁当屋の活用 ・食事の配達ができる業者一覧の作成 ・総合的な相談する窓口（親亡き後の不安、心配事、親の老いの支度について、法的なこと、行政手続き、本人や家族、親族に係ること、専門家の紹介等）の設置
8 教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での特別支援教育について、関係者の連携による計画的な実施 ・インクルーシブ教育を更に進めるための人員確保のための予算の確保（国、県、市）

9 雇用・就業、経済的自立の支援	・グループホーム、就労の見学
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興	・宇城市文化祭での障がい者コーナーの設置

第4章 課題整理

アンケート、ヒアリング、ワークショップ等の結果から、障がい者施策の課題を整理します。

(1) 障がいのある人への理解や差別解消が求められています。

普段の生活の中で差別を感じたことがあるとの回答が約3割ほどありました。また、保育所・学校などに障がいの理解や配慮を求める意見もあり、これまで以上に地域への障がいの理解と差別解消の啓発が重要であり、更には福祉と教育の連携やインクルーシブ教育の推進により、子どもの頃から障がいの理解に努め、差別解消につなげていく必要があります。

また、本市が発信する公式ホームページや広報うき「ウキカラ」による啓発では十分とは言えず、市民に対し効果的かつ実効性がある啓発方法について更に検討していきます。

(2) 障がいのある人の社会参加の促進が求められています。

障がいのある人の社会参加については、理解があると感じる人が多くなっていますが、半面まだ理解がないと感じている人も一定数おられます。社会参加に向けては、地域の人たちの理解や行事の際の声掛けを求めている人が多くなっています。また、文化芸術・スポーツ活動に関して、自分たちの成果を発表する場を希望する意見もありました。

地域の人たちの障がいの理解に向けて、これまで以上に効果的な周知啓発の実施とともに、新型コロナウイルス感染症の影響も少なくなっていることから、地域の住民が参加できる行事の開催などで、共有体験ができる機会を多く作っていくことが必要です。

(3) 障がい児教育の充実が求められています。

障がい児教育全般について専門知識を持った方が少ない、友人関係を築くのが難しいという課題や障がいの理解を求める声が寄せられていることから、教職員の専門性の向上や、専門知識を持った支援員の配置によりきめ細やかな配慮が必要です。

(4) 障がい特性に応じた情報提供や情報の充実が求められています。

障がいのある人の情報入手先としては、広報うき「ウキカラ」やインターネット、家族や親戚、知人・友人からが多くなっていますが、あまり行き届いていないと感じている人が多く、障がい特性に応じた情報の提供方法を検討する必要があります。

また、サービスの利用方法や相談機関等についての情報が充実してほしいとの声が多く、相談窓口や福祉サービス、制度、各事業所の情報について、的確に情報提供ができるよう備えておく必要があります。

(5) 就労環境の改善や就労支援の充実が求められています。

「障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解があること」や「障がいのある人に配慮した職場の施設・設備が整っていること」が働くために必要なこととして挙げられています。

働いている障がい者の収入の低さや、一人ひとりの適性に合った就労場所の確保などが課題としてあげられており、事業所と連携し受注業務の確保や就労場所の開発等に取り組んでいく必要があります。さらに、就労意欲のある障がい者が継続して仕事ができるようにするために、就労支援の強化やジョブコーチ制度の充実が必要です。

(6) 安心して生活できる環境の整備が求められています。

一人暮らしの障がい者や、障がい者本人だけではなく、介護者の高齢化などが進んでいることから、今後希望する生活形態の実現に向け、施設等の整備や、該当するサービスの利用案内等を行っていく必要があります。また、地域住民の見守り等インフォーマルなサービスの活用も検討していく必要があります。

また、外出時の課題として、公共交通機関が少ない、列車・バスの乗り降りが困難、通行しにくい道路があるなどが挙げられており、バリアフリー化の推進や公共交通機関の充実が必要です。

(7) 障がいのある人のニーズに応じたサービスの提供、相談支援体制の強化が求められています。

障がい者のサービスについては、「居宅介護」、「生活介護」、「就労継続支援B型」等の利用が多く、満足度は5割ほどとなっています。障がい児のサービスについては、「放課後等デイサービス」、「児童発達支援」の利用者が多く、満足度も高くなっていますが、特に「放課後等デイサービス」については、利用日数が少ない、減ったなどの意見が多く寄せられています。また、ヘルパーの不足について、心配する声が多く寄せられています。

「計画相談」、「障がい児相談支援」はともにサービスを利用するために必要となり、多くの利用者がいます。特に「障がい児相談支援」は相談支援専門員一人当たりが担当する件数が多く、新たな相談に迅速に対応することが難しくなっており、相談支援体制の強化が必要です。

(8) 災害時の安全の確保が求められています。

アンケート回答者の約3割は避難場所や避難経路を知らないとの回答でした。一人では避難することができない人もいますので、災害が発生する前に、日頃から地域で避難訓練を行っておくことや、障がいの特性に配慮された情報伝達方法について確認しておくことが必要です。

また、避難行動要支援者制度については、障がいのある人の情報の収集、支援の必要性の有無、見守りの希望など事前に確認しておくべき項目は多いですが、災害時にその機能が発揮できるよう、関係者間で活用に向けて協議や準備を重ねておくことが必要です。

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

誰もがお互いを思いやり、生きがいのある 人生を送れる福祉のまち 宇城市

本市では、第3期障がい者計画において、「誰もが住みやすさを実感し、住み続けたいと思えるような“福祉のまち”」として、各障がい者福祉施策に取り組んできました。

今後も、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指します。

また、第2次宇城市総合計画では、基本目標の一つに『「住み続ける」まちづくり』を掲げ、将来にわたって安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めています。そして、本市で生活する誰もが人権や尊厳を大切にし、お互いを思いやり、生きがいのある人生を送れる福祉のまちを目指し、各障がい者福祉施策に取り組んでいきます。

2. 基本方針

本市では、基本理念を実現するために、次の基本方針に沿って各分野における取り組みを進めます。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が安全に生活できる共生社会の実現に向け、安全安心な生活を送ることができ、地域や障がいの有無にかかわらず等しく情報を得ることができる環境の整備を図ります。

(2) 個人としての尊厳の尊重

障がいのある人の主体性が尊重され、差別や偏見がない地域社会の実現に向け、相談支援の充実、権利擁護の推進、啓発の推進や交流の促進を図ります。

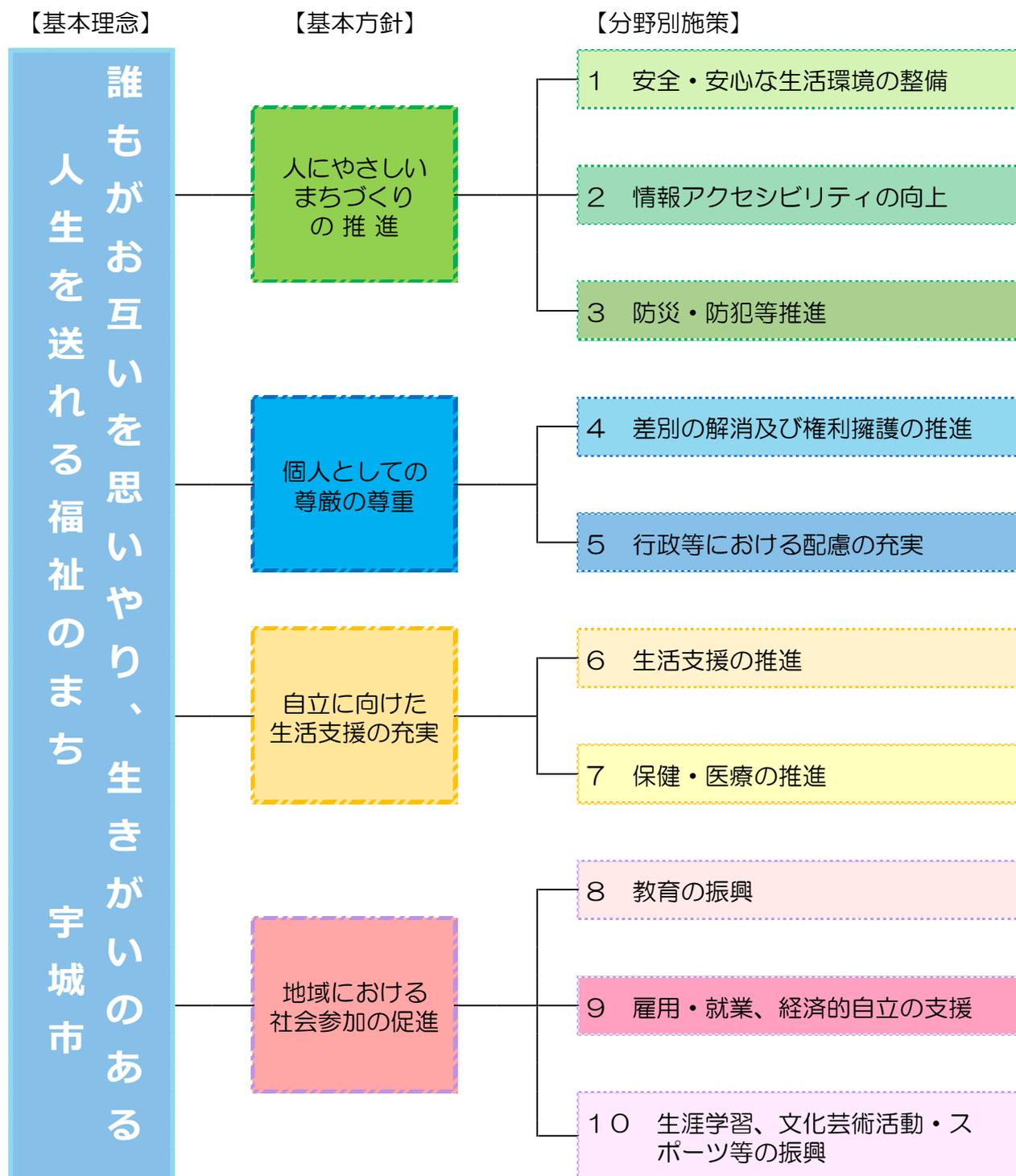
(3) 自立に向けた生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。

(4) 地域における社会参加の促進

障がいのある人が地域で自分らしく生活ができる社会の実現に向け、療育、教育の充実や、就労への支援、生涯学習や文化芸術スポーツの振興等の社会参加の促進を図ります。

3. 計画の体系



第6章 分野別施策

1. 安全・安心な生活環境の整備

(1) 現況と課題

障がいのある人がそれぞれの状況で安全で安心して暮らしていけるよう、住宅の改修費用の助成や各種制度の周知・活用の促進、バリアフリー化された公営住宅の確保などが求められます。また、民間市場と連携して障がいのある人の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等によるセーフティネット制度⁸の推進も求められます。

障がいのある人が地域で生活する場として、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障がいにも対応した一層の体制の充実を図ります。また、障がいのある人の地域での生活を支援する、地域生活支援拠点事業の更なる活用を行います。

アンケート調査によると、外出時の困りごととして、「公共交通機関が少ない(ない)」が多く挙げられています。障がいのある人の日常の社会活動を支え、住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、移動手段の確保、公共交通機関の利便性の向上が必要です。さらに、日常の公共サービスや生涯学習等で利用する公共施設等のバリアフリー化や、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が施設に到達しやすいようにアクセシビリティ⁹を向上させるユニバーサルデザイン¹⁰が求められます。

また、障がいのある人が通行しやすい道路環境が必要ですが、アンケート調査によると、「歩きづらい」、「通りづらい」との意見も挙げられています。今後、通行しやすい道路環境の維持、歩行者空間の確保や段差の解消、バリアフリー型信号機¹¹・道路標識等の整備、区域設定による速度抑制等が求められます。

⁸セーフティネット制度：民間賃貸住宅を活用した障がい者等の住宅確保要配慮者向け住宅をあらかじめ登録しておき情報提供する制度

⁹アクセシビリティ：年齢や身体障がい等の有無に関係なく、誰でも必要とするものに簡単にたどり着け、利用できることをいう

¹⁰ユニバーサルデザイン：障がい、老若男女といった差異、能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと

¹¹バリアフリー型信号機：障がい者が安全に安心して自動車が運転できるよう、信号灯器がLED化されたもの

(2) 施策の方向性

- 1) 安全・安心な住宅の確保
- 2) 移動しやすい環境の整備
- 3) アクセシビリティに配慮した公共施設等の整備
- 4) 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

(3) 具体的な取り組み

ア 安全・安心な住宅の確保

取 組		内 容
①	住宅改修の支援	・個人の住宅の段差解消やスロープ・手すりの設置、トイレ改修等には、住宅改修費給付事業や住宅改造助成事業、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の周知・活用を図り、障がい者向け住宅の改修・改造に関する情報提供や援助・助言を行います。
②	公営住宅の整備	・市営住宅等における車椅子の通行幅の確保、段差解消、手すりやスロープの設置等、障がいのある人に配慮した整備を推進します。
③	セーフティネットの制度の推進	・民間賃貸住宅を活用した障がい者等の住宅確保要配慮者向けのセーフティネット制度の推進を図ります。

イ 移動しやすい環境の整備

取 組		内 容
①	移動支援体制の構築	・障がいのある人の社会参加を促進するために、ボランティアやNPO法人等の協力のもと、移動サービスの実施などの移動支援体制を構築します。
②	公共交通機関の整備	・地域内の公共交通問題の改善策として、市内を運行するコミュニティバスの在り方を検討します。また、路線バスについては、実施運営団体と調整を図り、利便性が向上するよう働きかけます。

ウ アクセシビリティに配慮した公共施設等の整備

取 組		内 容
①	公共建築物等のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の出入り口、廊下、トイレ等についてスロープや手すりの設置等、障がいのある人に配慮した整備を推進します。 ・建築物の新築等においては、「高齢者、障害者等の移動の円滑化に関する法律（バリアフリー法）」に適合した整備を実施します。
②	公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の屋外公共空間について、障がいのある人の利用に配慮した施設内容や構造となっているか点検を行います。特に、旧施設はバリアフリー化を推進し、障がい者用トイレ、水飲み場の設置、駐車スペースの配置においてきめ細かな配慮に努めます。
③	ハートフルパスの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）制度¹²の普及を図り、障がいのある人の利用証の申請を促進するとともに、公共施設、店舗等における障がい者用駐車場の適正な利用を啓発します。

エ 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

取 組		内 容
①	道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の確保や段差の解消、障害物の撤去、視覚障がい者誘導用のブロックの設置等を計画的に整備します。
②	バリアフリー型信号機等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が安全に安心して自動車が運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化を推進します。 ・音響式信号機¹³の設置を働きかけます。
③	生活道路の速度抑制・通過交通の排除	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため区域（ゾーン）を設定して、最高速度（30km/h）の区域規制等の速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。

¹²熊本県障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）制度：公共施設や店舗などに設置されている障がい者用駐車場を適正に利用できるよう、県内共通の利用証を交付することで、障がい者などの必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度

¹³音響式信号機：信号機が青になったことを視覚障がい者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のこと

2. 情報アクセシビリティの向上

(1) 現況と課題

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴い、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障がいのある人に配慮した機器の活用や発信方法などを検討していきます。

アンケート調査によると、福祉サービス等に関する情報が「届いていない」と「あまり届いていない」と回答した割合は全体の52.0%となっています。障がい種別にみると割合が最も高いのは精神障がい者となっており、多様な障がいの特性に応じた情報発信と、災害時等における緊急情報の伝達手段の確保が必要です。

さらに、ICTによる情報伝達手段が整備されてきており、身体障がい者、特に聴覚障がい者や視覚障がい者等へ、様々なICTを活用した情報提供の充実を図ることが求められます。

また、市役所において、週に2回聴覚障がい者への手話通訳者の配置を行っていますが、意思疎通支援の更なる利用促進が求められています。

(2) 施策の方向性

- 1) 行政情報アクセシビリティの向上
- 2) 情報提供の充実
- 3) 意思疎通支援の充実

(3) 具体的な取り組み

ア 行政情報アクセシビリティの向上

取 組		内 容
①	市のホームページのアクセシビリティの向上	・障がいのある人が取得する様々な情報について、わかりやすい内容表現や、文字の大きさ、色などに配慮し、「みんなの公共サイト運用ガイドライン ¹⁴ 」に即し、情報を取得しやすいように工夫を行います。
②	障がいの特性に応じた配慮	・障がい者施策について、知的障がい者、精神障がい者等に分かりやすい情報の提供に努めます。
③	災害時における情報伝達体制	・災害発生時等において、障がい特性に配慮した情報伝達体制の整備を促進します。

¹⁴みんなの公共サイト運用ガイドライン：総務省が作成した、公的機関のホームページ等が誰もが利用しやすくなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保等に取り組む際の支援を目的として作成された手順書のこと

イ 情報提供の充実

取組	内容
① 情報・コミュニケーション支援機器の給付・貸与	・情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がいのある人に対して、日常生活用具の給付又は貸与を行います。
② 電話リレーサービスの活用促進	・聴覚障がい者が電話を一人でかけられるように支援する電話リレーサービス ¹⁵ の利用を促進します。
③ 緊急通報装置の普及、緊急通報システムの導入	・緊急通報装置の設置を推進します。 ・消防署が実施する緊急通報装置、NET119緊急通報システム ¹⁶ の周知を図ります。

ウ 意思疎通支援の充実

取組	内容
① 手話通訳者、要約筆記者等の派遣等の促進	・聴覚障がい者への手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等を行うサービスの利用を更に促進します。

3. 防災・防犯等の推進

(1) 現況と課題

本市では、平成28年に発生した熊本地震後から関係機関と連携し、災害に対する備えを進めています。その一環として、市内6か所に防災拠点センターを整備し、災害発生時には拠点避難所として活用します。また、「宇城市ハザードマップ」の全戸配布や「宇城市総合防災訓練」を実施し、安否確認訓練、避難訓練等を行い、災害の発生に備えた警戒避難体制の強化に努めています。

また、避難行動要支援者避難支援計画¹⁷に基づき、避難支援の対象となる人を把握し、緊急時の連絡体制に努めていますが、アンケート調査では、避難場所や避難経路を知らないとの回答が全体の3割にのぼっており、障がいの特性に応じて適切に避難場所等を周知する必要があります。

今後も継続して、防災訓練等を通じて障がいのある人を含む地域住民の防災意識の向上を図る

¹⁵電話リレーサービス：聴覚に障がいのある利用者がチャットを利用して通訳オペレーターに接続し、オペレーターが利用者に代わって電話をかけて、同時双方向のコミュニケーションを実現するサービス

¹⁶NET119緊急通報システム：スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報ができるシステム

¹⁷避難行動要支援者避難支援計画：災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の名簿の作成、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、自助・共助・公助が一体となって避難行動要支援者の支援体制を構築し、災害時の避難等における効果的な支援を行うための計画。

とともに、自主防災組織の結成により、行政・住民・関係機関などが連携し、地域の防災体制の強化を図ることが求められます。

さらに、災害時に困ることとして、「障がいの特性に配慮された福祉避難所に避難できるか不安」「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」「必要な物資を得られるか不安」が多くあげられています。避難所での生活環境は、障がいのある人にとって十分に配慮されたものではないため、今後、障がいに応じた配慮等が十分に行われるよう、関係機関と連携し、福祉避難所の拡充を図るとともに、障がい者の避難誘導から避難所生活を地域で支える体制が求められます。

障がいのある人が地域で生活を送るなかで、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースもあり、障がいのある人の防犯意識を向上させる取り組みが必要です。また、地域住民による見守りは、犯罪等を未然に防ぐことに有効であることから、警察や地域住民、関係機関の連携した取り組みが求められます。

(2) 施策の方向性

- 1) 防災対策の推進
- 2) 災害時の避難支援体制の確立
- 3) 防犯対策の推進

(3) 具体的な取り組み

ア 防災対策の推進

取 組		内 容
①	ハザードマップの活用	・全戸配布されている「宇城市ハザードマップ」を活用し日頃から、避難場所や避難経路について認識を深めます。
②	防災訓練の実施	・住民同士で助け合いがなされるよう、地域ごとに防災訓練を実施し防災に対する市民の意識を形成するとともに、障がいのある人自身が防災訓練に参加することで、災害時のスムーズな避難を実現します。

イ 災害時の避難支援体制の確立

取 組		内 容
①	防災ネットワークの充実	・地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備及び育成を推進していきます。
②	避難行動要支援者制度の普及	・避難行動要支援者避難支援計画に基づき、民生委員やボランティアと連携し、対象となる人を把握することで緊急時の連絡体制の強化を図ります。

③	避難場所での障がい者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・関係事業所等と連携し、福祉避難所を充実して障がいのある人が災害時に安心して過ごせる居場所づくりを行います。 ・避難場所では、障がい者に配慮された施設の整備を図ります。
④	情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な情報が十分に得られるよう、障がいの特性に配慮した情報提供体制の充実に努めます。

ウ 防犯対策の推進

取組	内容
① 犯罪被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と関係事業所等との連携の促進により犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。
② 消費者被害への相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の消費者被害を防止するため、消費生活センターや関係事業所等と連携し、被害防止の啓発や、被害が発生した場合には情報交換や対策の協議等を行います。

4. 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくっていくためには、地域社会全体で障がいや障がいのある人に対する理解が不可欠です。

しかし、アンケート調査では、差別や嫌な思いを感じた場面として、「街なかなど外での人の視線」「コミュニケーションや情報の収集」「隣近所づきあい」が挙げられています。また、18歳未満では「教育の場」、65歳以上では「隣近所づきあい」の割合が高くなるなど、年齢層に応じた生活の場で差別等を感じる場面が多くなっています。

国においては、令和6（2024）年4月から改正された「障害者差別解消法」が施行され、事業者も「合理的配慮の提供」を行うことが義務とされます。

また、熊本県では、障がいのある人の権利を擁護するために、平成24（2012）年に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例¹⁸」が制定されました。このような法律や条例の周知や啓発を行い、障がいのある人への差別解消の理念を市民に浸透させるとともに、障がい特性に対する理解を促進することが求められています。

知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分ではなかったとしても、地域生活や社会参加を継続していくために、その人らしく暮らすことができるよう希望や願いを聞き取り、実現出来る

¹⁸「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」：障がいのある人に対する不利益な取り扱いや、障がいのある人の社会参加を妨げる社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮に関する問題を、相談活動を通じて解消し、すべての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指す条例

ように支援していく意思決定支援が必要です。また、意思決定が不可能になり、不利益が生じる可能性がある場合は、成年後見制度の周知や活用などを進めていく必要があります。

アンケート調査によると、ノーマライゼーションを広めるために必要なこととして、「子どもの時からの障がいや人権に関する教育の充実」が最も多くあげられています。インクルーシブ教育により障がいのある人もない人も同じ地域・環境で学ぶことで、すべての人が生き生きと生活できることにつながると考えられます。

また、地域の中で障がいのある人との共生を進めるうえで、地域住民との交流などにより障がいのある人、ない人が相互に理解を深めることが重要です。

さらに、障がいのある人の支援を行うボランティア活動を進めるために、ボランティアの育成やボランティア団体の支援等が求められます。

(2) 施策の方向性

- 1) 啓発・広報の推進
- 2) 福祉教育の推進
- 3) 地域の人との交流の促進
- 4) ボランティア活動の促進

(3) 具体的な取り組み

ア 啓発・広報の推進

取 組		内 容
①	法律や条例の周知	・ 広報紙等の活用や、各関係機関との連携、地域活動等を通して、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の内容を市民に周知します。
②	「障害者週間」等の周知	・ 広報紙等により、「障害者週間（12月3日～9日）」、「人権週間（12月4日～10日）」、「障害者雇用支援月間（9月）」等の周知を図ります。
③	講習会・講演会の開催	・ 障がいの特性を正しく理解し、偏見や差別などをなくすために、障がいのある人の理解のための講習会や講演会を開催します。
④	ヘルプカードの普及・啓発	・ 障がいのある人への配慮や日常的な支援の輪を広げるため、当事者団体やヘルプカード ¹⁹ の普及・啓発を推進します。

¹⁹ヘルプカード：障がい者が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード

⑤	成年後見制度の周知・活用	・成年後見支援センターと協力し、広報紙への掲載等により成年後見制度の周知を行い、成年後見制度利用支援事業を推進します。
---	--------------	---

イ 福祉教育の推進

	取 組	内 容
①	障がい児との交流活動の支援・促進	・幼少期から障がいのある人と触れ合い、交流することで自然にノーマライゼーションの理念を育みます。
②	地域における福祉教育の推進	・各種福祉団体等と連携して、職場や地域、家庭等において、福祉施設体験学習会や福祉講演会等を開催し、障がいのある人とのふれあい交流の促進や福祉教育の拡大に努めます。

ウ 地域の人との交流の促進

	取 組	内 容
①	イベントを通じたふれあいの促進	・障がい等により閉じこもりがちにならないよう、地域や各種福祉団体が開催するイベント等を通して地域住民との触れ合いを促進します。
②	地域福祉の推進	・各関係機関と連携し、地域の助け合い、支え合いの意識を醸成しながら、地域福祉活動を推進します。

エ ボランティア活動の促進

	取 組	内 容
①	ボランティア団体への支援	・ボランティア団体等の障がいに対する理解が深まるよう、社会福祉協議会と連携して研修会等を開催し、支援を行います。
②	学校教育におけるボランティア活動の参加促進	・学校教育における児童生徒のボランティア活動についての理解を深め、障がいのある人や児童生徒の積極的な地域活動への参加を促進します。

5. 行政等における配慮の充実

(1) 現況と課題

市役所等の行政機関において、障がいがあることで、事務手続きに困難さを抱える場合があります。

ます。「障害者差別解消法」により地方公共団体も合理的配慮を提供することが義務とされていますので、障がいの特性に応じた配慮が必要です。まずは、行政機関等の職員が合理的配慮の意味や内容を理解し、障がいのある人に対して適切な配慮ができるよう意識の徹底を図る必要があります。

また、平成28年度に、宇城圏域障がい者支援協議会権利擁護部会を設置し、障がいを理由とする差別を解消するために、関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを進めています。

さらに、政治への参加として選挙は重要な役割を有していますが、様々な障がいのある人の投票が可能となるように、投票所におけるバリアフリー化等が必要とされます。

(2) 施策の方向性

- 1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進
- 2) 選挙における配慮等

(3) 具体的な取り組み

ア 行政機関等における配慮および障がい者理解の促進

取 組		内 容
①	障害者差別解消法に基づく差別の禁止、合理的配慮の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供について、市民や事業者等に広報紙等で啓発を行ないます。 ・宇城圏域障がい者支援協議会権利擁護部会の取り組みについて周知します。
②	行政職員等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員等に対して、障がいや障がいのある人に対する正しい知識を深めるための研修などを行い、窓口等において障がいのある人が必要とする配慮の徹底を図ります。
③	自治体DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させ、「書かないワンストップ窓口」や「申請手続きのオンライン化」等を目指します。

イ 選挙における配慮等

取 組	内 容
① 投票環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票所のバリアフリー化や、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置など投票所における投票環境の向上に努めます。 ・ 投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施に努めます。

6. 生活支援の推進

(1) 現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、一人ひとりのニーズとライフステージに応じたきめ細かなサービスが質・量ともに確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備していく必要があります。

また、医療機関から精神障がいのある人の地域への移行を進めるための地域移行支援等の充実や、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム²⁰の構築に向けて、相談機能の充実を図る必要があります。

事業所アンケートによると、事業運営の課題として、専門職の確保が難しいことが挙げられています。サービス報酬の見直しや研修の充実などを通して、専門職の確保と専門性の向上を推進する必要があります。

(2) 施策の方向性

- 1) 生活支援の充実
- 2) 地域移行支援の充実
- 3) 相談支援体制の構築
- 4) 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 5) 人材の育成と確保

²⁰精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム：精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたケアシステム

(3) 具体的な取り組み

ア 生活支援の充実

取 組		内 容
①	情報提供体制の充実	・サービスを必要とする障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、事業所等と連携して情報提供体制の充実を図ります。
②	在宅サービスの充実	・在宅の障がいのある人の日常生活又は社会生活を営む上での居宅介護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
③	地域活動支援センター ²¹ の充実	・日常生活の活動の場として、地域活動支援センターの充実を図ります。
④	地域生活支援拠点等の整備	・障がいの重度化・障がいのある人の高齢化にも対応できるように、居宅支援サービスの提供体制の確保及び専門的ケアを行う地域生活支援拠点等を整備します。
⑤	グループホームの整備	・障がいのある人の地域における居住の場として、多様な形態のグループホームの整備を推進します。
⑥	福祉用具等の利用促進	・補装具の購入、借り受け、修理に要する費用の一部に対する助成の充実を図ります。 ・日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、障がいのある人のニーズを踏まえ、品目や対象者、基準額の見直しを行います。

イ 地域移行支援の充実

取 組		内 容
①	地域移行支援・地域定着支援の充実	・精神障がいのある人の退院後及び外来通院時の切れ目ない支援のため、障がい福祉サービスや在宅医療の充実、地域住民への理解促進、地域相談の提供体制整備を図ります。

²¹地域活動支援センター：障害者総合支援法を根拠とする、障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。目的によって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれる

ウ 相談支援体制の構築

取組	内容
① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、そして教育が包括的に確保された体制の整備を目指します。
② 身近な相談機会の充実	・民生委員・児童委員等の相談活動への支援、活動の周知を図ります。
③ 基幹相談支援センターの運営	・各相談支援事業所の指導や人材育成を目的に、宇城圏域で基幹相談支援センターを運営します。
④ 地域自立支援協議会の運営	・宇城圏域に設置されている宇城圏域障がい者支援協議会を運営します。
⑤ 発達障がい者支援地域協議会の周知	・県で設置している発達障がい者支援地域協議会と連携し、発達障がいに関する早期発見・早期支援に努めます。
⑥ 難病相談・支援センターの周知	・県で設置している難病支援センターの周知を行い、難病患者の利用を促進します。

エ 障がいのある子どもに対する支援の充実

取組	内容
① 障がいのある子どもに寄り添う支援の充実	・障がいのある子ども及びその家族に対して、宇城圏域における中核的な支援施設として児童発達支援センター ²² を設置し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。 ・療育方法に関する情報提供などの支援を行います。
② 保育所での障がい児の受け入れ促進	・障がい児保育担当職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施等を行い、保育所での障がい児の受け入れを促進します。
③ 障がい児福祉サービスの充実	・児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所の整備と適切な支援を提供します。

²²児童発達支援センター：地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉型と医療型がある

才 人材の育成と確保

取 組		内 容
①	専門従事者の育成	・身体・知的障がい者相談員 ²³ 等について、周知啓発を図るとともに、相談員の専門的な知識の習得を推進します。
②	専門従事者の確保	・障がい福祉事業所の福祉サービスの質的向上及び円滑な提供を行うため、介護福祉士や社会福祉士等の確保について大学や専門学校等の教育機関と連携を図るとともに、人材確保に関する支援を県や専門職の団体に働きかけます。

7. 保健・医療の推進

(1) 現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で生活をするためには、障がいの重度化防止、病気予防、健康維持を図ることが重要です。そのために、一次予防としての「健康教育」、二次予防としての「各種健康診査等による早期発見、早期治療・療育」、三次予防としての「医学的リハビリテーションや適切な保健・医療サービスの提供」が必要となります。

そのため、健康相談、健康教育、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査など、各ライフステージに応じた疾病の予防と早期発見、健康づくりの推進が求められています。また、障がいのある人が地域において安心して医療を受けられる体制づくりも必要です。

更には、うつ病をはじめとする精神疾患、高次脳機能障がいや自閉症等の発達障がい、難病を抱える人など、障がいの特性に応じた支援が必要であり、障がいのある人及びその家族等を対象とした医療や各種サービスの紹介、日常生活に係る相談支援体制の充実が求められます。

(2) 施策の方向性

- 1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- 2) 保健・医療の充実
- 3) 精神保健・医療の適切な提供

²³身体・知的障がい者相談員：障がいのある人や家族が日常生活で困ったときなどに、相談に応じ、必要な制度を活用できるように関係機関につなげる人

(3) 具体的な取り組み

ア 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

取 組		内 容
①	乳幼児時期の障がい児の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの発生予防・早期発見のため、訪問指導等による妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査、また、新生児や乳幼児に対する健康診査を充実します。 ・障がいのある乳児、児童生徒に関する相談体制の充実を図り、早期療育につながるよう努めます。
②	生活習慣病の予防・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診や特定保健指導の充実により、脳血管疾患等につながる生活習慣病の予防と早期発見につなげます。
③	心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス解消法をテーマとする講座等を開催し、心の健康づくりを推進します。

イ 保健・医療の充実

取 組		内 容
①	地域医療体制との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が地域の医療機関を安心して利用できるよう、関係事業所等と連携を図り、必要とされる情報をリアルタイムで共有できるよう取り組みます。
②	医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した日常生活を送るために必要な医療については医療費の助成を行います。
③	成人保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・後遺症として身体障がいや視覚障がい、様々な内部障がいをきたす脳血管疾患、高血圧、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、地域における健康診査等への受診勧奨や疾病等に関する健康相談、健康教育活動を充実させます。

ウ 精神保健・医療の適切な提供

取 組		内 容
①	相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者とその家族のニーズに対応できる相談支援体制を整備します。
②	多職種によるアウトリーチの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の精神障がい者に対する多職種によるアウトリーチの充実を図ります。

8. 教育の振興

(1) 現況と課題

我が国の特別支援教育は、インクルーシブ教育²⁴システム構築のために必要不可欠とされており、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、「多様な学びの場」が用意されています。

現在、本市では、全ての小中学校に特別支援学級を設置しています。学校内においては、通常学級での共同授業・交流活動等を取り入れながら、障がいの有無に関わらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築しています。

今後も障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に学び、共に遊ぶ機会をつくり、個性を尊重し合う共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進が求められています。

また、本市では宇城市特別支援教育連携協議会を設置し、保健・福祉・教育関係部署の連携、情報共有を図るとともに、市内の保育所、認定こども園、小中学校、県立高校それぞれに特別支援教育コーディネーターを選任し、保護者や本人の就学相談に応じています。しかし、アンケート調査では、障がいや病気のある児童生徒が通園・通学する上での問題点として、「障がい教育や療養などに関する専門知識を持った方が少ない・いない」との意見が最も多く、関係団体等のヒアリング調査でも、専門職の配置を求める意見が挙げられるなど、専門的な知識を有する者による就学等の相談に応じれていないと感じている方もいるといえます。

(2) 施策の方向性

- 1) インクルーシブ教育システムの推進
- 2) 教育環境の整備

(3) 具体的な取り組み

ア インクルーシブ教育システムの推進

取 組		内 容
①	特別支援教育の充実	・ 障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒や地域社会と交流する学習機会を拡充し、理解と啓発を深めるとともに、両者が共に育つ、地域に開かれ、地域に支えられた特別支援教育の充実に努めます。

²⁴インクルーシブ教育：障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が排除されないこと、生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている

②	個別の教育的ニーズへの対応	・個別の教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対して、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる「多様な学びの場」を整備します。なお、提供にあたっては本人や保護者の意向を最大限尊重し、合意形成を図ります。
③	校内支援体制の構築	・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障がいのある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるように努めます。

イ 教育環境の整備

取 組		内 容
①	早期からの教育相談・支援体制の充実	・医療・保健・福祉等の連携のもと、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断等の結果等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。
②	就学前から卒業後までの切れ目のない教育支援	・障がいのある子どもが、生涯にわたって一貫した支援が受けられるよう、保護者や関係者が連携して作成する「よかところファイル」を周知し、利用を促進します。
③	教育の充実	・子どもたち一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう、個別の指導計画や教育支援計画を活用し、子どもたちが合理的配慮のもとで教育を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう努めます。
④	教職員の専門性の向上	・障がいのある児童生徒の教育における教職員の役割の重要性を踏まえ、教育形態に応じた専門的研修の一層の推進に努めます。 ・全ての教職員が障がいのある児童生徒を正しく理解・認識するため、校内における情報共有や指導体制の確立を図ります。
⑤	相談体制の充実	・就学相談では、障がいのある児童生徒の実態を的確に把握するとともに、保護者の様々な疑問に応えるような情報を提供します。

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 現況と課題

障がいのある人が地域社会で自立した生活を営むには、就労による経済的自立が重要な要素となります。就労に向けてはハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター²⁵、就労支援事業所等をはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援、雇用後の職場定着支援までの総合的な就労支援が求められます。

アンケート調査では、仕事上の不安や不満として、「職場の人間関係が難しい」、「収入が少ない」が挙げられており、働く意欲のある人がその適性に依りて能力を十分に発揮できるとともに、障がいの特性に配慮できる就労環境を整備する必要があります。

また、雇用を促進するために、一般企業等における「障害者雇用率」の達成や「障害者優先調達推進法」に基づく障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入の制度の推進が求められます。

さらに、就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、「障害者総合支援法」に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する適正基準の確保や、就労継続支援B型事業所も含む工賃の向上を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

- 1) 総合的な就労支援
- 2) 経済的自立支援
- 3) 障がい者雇用の促進
- 4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 5) 福祉的就労の底上げ

(3) 具体的な取り組み

ア 総合的な就労支援

取 組		内 容
①	ハローワークによる職業支援	・ハローワークが実施する障がいのある人に向けた相談窓口の開設や関係機関の連絡会議などに対し、積極的な協力と参加を促進します。

²⁵障害者就業・生活支援センター：障がいのある人の「働くこと」について、相談を受け、医療機関、福祉施設、ハローワークなどと連携しながら解決できるようにサポートする施設

②	就労前から職場定着支援まで一貫した支援	・ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの地域の関係機関が密接に連携し、就労意欲のある障がい者が職場定着するまでの一貫した支援に努めます。
---	---------------------	---

イ 経済的自立支援

取 組		内 容
①	制度の周知・利用促進	・障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるように、年金や諸手当、障がい福祉サービスにおける利用者の負担軽減など各種支援制度の周知に努め、受給資格者の利用を促進します。

ウ 障がい者雇用の促進

取 組		内 容
①	法定雇用率の達成	・民間企業及び市職員の採用については、法定雇用率の達成はもとより、特別枠の障がい者の採用、雇用率の目標値等により雇用機会の拡大に努めます。
②	精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の周知	・公共職業安定所（ハローワーク）が実施する精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の周知を行います。

エ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

取 組		内 容
①	障がい特性に応じた就労支援	・多様な障がい特性に応じた就労支援を充実・強化し、障がい者の雇用の拡大と就労定着支援に努めます。
②	多様な就業機会の確保	・短時間労働や在宅就業、自営業など障がい者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、ICTを活用したテレワークの普及・拡大を図ります。
③	雇用の創出	・宇城市障がい者自立支援センターを中心に、障害者就業・生活支援センターや就労支援事業所と連携して企業訪問を行い、雇用の創出を図ります。
④	農業分野での就労支援	・農福連携について関係部署と連携し、実施に向けて協議・検討を行います。
⑤	物品・サービスの優先購入（調達）	・「障害者優先調達推進法」に基づき、市や行政機関等の障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

オ 福祉的就労の底上げ

取組		内容
①	就労の場の確保	・一般的な雇用が困難な障がいのある人に対しては、就労移行支援及び就労継続支援事業所の新設・拡大等を進め、就労の場の確保に努めます。
②	工賃の向上	・事業所の経営力強化に向けた支援や、共同受注化など、官民一体となった取組の推進により、就労継続支援事業所の工賃の向上を図ります。

10. 生涯学習、文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 現況と課題

障がいのある人の芸術及び文化活動への参加により、障がいのある人の人生を豊かにするとともに、障がいのない人への理解、認識の場となることが期待されます。

特に、障がいのある人が、学校卒業後に、生涯を通じて健やかで生きがいのある生活が送られるように、地域と学校の連携・協働の下、スポーツ・文化などの様々な機会に親しむことができるよう多様な学習機会の提供や充実が求められます。

スポーツについては、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実等が図られるため、からだ心、両方の健康増進という観点からも大きな意義があります。

本市では、障がい者団体が開催する各種スポーツ大会やレクリエーションを支援し、障がいのある人同士の交流や、市民との交流が図られるよう、機会の確保に努めています。また、社会福祉協議会が障がい者スポーツ大会を主催し、障がい者のスポーツ活動を推進しています。

しかし、その機会はまだ十分とは言えないため、障がいのある人等が気軽に参加でき、地域交流が図られるイベントを開催し、広く周知することが求められます。

また、アンケート調査によると、地域や社会に積極的に参加していくために大切なこととして、「地域の人たちの理解」や「地域の活動や行事があるときの声かけ」が多くあげられています。障がいのある人の生きがいづくりや生活の質の向上を目的とした、気軽にできる文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション等について、障がい者団体等との連携や地域住民に対する理解促進が求められています。

(2) 施策の方向性

- 1) 生涯学習の振興
- 2) 文化芸術活動の振興
- 3) スポーツ活動の振興

(3) 具体的な取り組み

ア 生涯学習の振興

取 組		内 容
①	生涯学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域の関係機関団体等との連携により、文化・スポーツ・レクリエーション活動等、様々な場面で学習の機会を創出し、生涯学習活動の充実に努めます。 ・誰もが参加しやすい講座や教室の充実に図り、生涯学習の支援・充実に取り組みます。
②	読書環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・宇城市立図書館、学校図書館における障がい者の読書環境の整備を促進します。
③	地域学校協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進し、障がいのある児童生徒の放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実等を促進します。

イ 文化芸術活動の振興

取 組		内 容
①	文化芸術活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の音楽、絵画、演劇、書道などの文化活動や各イベント等への作品展示を進め、文化活動への参加機会の確保に努めます。
②	文化芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が地域において、文化芸術活動に親しむことができるよう、施設や設備の整備などを進めるとともに、文化芸術活動に関する取り組みを支援します。

ウ スポーツ活動の振興

取 組		内 容
①	住民に対する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して、障がい者スポーツ事業への理解と協力を呼びかけ、参加の促進を図る啓発活動を積極的に展開します。
②	誰もが参加できるスポーツイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず、全ての住民が参加できるスポーツイベントの開催により、障がいのある人の体力増強だけではなく、住民との交流機会の場を創出します。
③	スポーツ指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、スポーツ・レクリエーション指導者等の積極的な育成を図ります。

第7章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における基本指針見直し

令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和5年5月19日に基本指針の一部の改正が告示されました。

■ 基本指針見直しの主な事項

<p>【入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重度障がい者等への支援に係る記載の拡充 ○ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
<p>【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ○ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
<p>【福祉施設から一般就労への移行等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ○ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
<p>【障がい児のサービス提供体制の計画的な構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ○ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ○ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ○ 聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
<p>【発達障がい者等支援の一層の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ○ 発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
<p>【地域における相談支援体制の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹相談支援センターの設置等の推進 ○ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
<p>【障がい者等に対する虐待の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底 ○ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
<p>【「地域共生社会」の実現に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

<p>【障がい福祉サービスの質の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
<p>【障がい福祉人材の確保・定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ○ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
<p>【よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ○ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
<p>【障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
<p>【障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ○ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
<p>【その他：地方分権提案に対する対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間の柔軟化 ○ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2. 指針の基本的理念

(1) 障がいのある人（子）の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人もない人も、ともに自分らしい生活ができる共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮します。また、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近で障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいのある人が、身近な地域で必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう市が実施主体となります。また、障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、難病患者等、障がいのある子とし、サービスの充実を図り、県の支援等を通じて障がい福祉サービスの均てん化を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして給付の対象となっていること、難病患者についても給付の対象であることを周知し、適切な障がい福祉サービスが受けられるように努めます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、本市の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備します。また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えて地域生活支援拠点を整備、強化し、相談支援を中心として、中長期的視点に立った継続的な支援を行う必要があります。

さらに、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保を図るとともに、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施できるよう重層的支援体制整備事業の活用を検討します。

- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ②相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障がいのある子の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援においては、障がいのある子本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子の健やかな育成を推進することが必要です。障がいのある子やその家族に対して、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障がい児通所支援や障がい児相談支援等については市が実施主体となり、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援を通じて障がい児支援の均てん化を図ることにより地域支援体制を構築します。

また、障がいのある子のライフステージに沿って、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいのある子が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を利用できるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を受けられるように、各関連分野が協働して支援する体制を構築します。

（6）障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中、安定的に障がい福祉サービスを提供し、障がい福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保とそれを担う人材の確保が重要であり、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の魅力の周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。また、職員の処遇改善等による職場環境の整備やハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化等に関係者と協力し取り組んでいきます。

（7）障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人の社会参加を推進するために、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援を行います。

特に、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、又は創造や発表等の活動に参加する機会を確保し、個性や能力の発揮、社会参加を促進します。また、読書を通じて文字・活字文化を楽しむことができる社会にするため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に進めます。

さらに、障がいのある人の情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

3. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

必要な訪問系サービスを提供できるよう充実を図り、利用を希望する障がいのある人に日中活動系サービスを提供します。

地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するために、地域生活支援拠点の整備を図ります。

就労移行支援事業及び就労定着支援事業の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいの人に対して適切な支援や依存症に対する偏見等を解消するための啓発活動等を進めます。

4. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の構築

障がいのある人が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談体制の構築が不可欠であることから、相談支援を行う人材育成支援等の施策を進めます。さらに、平成31年に設置した基幹相談支援センターにおける指導的役割を行う人材を計画的に確保し、その機能を有効に活用します。また、相談支援体制に関しては、構築された仕組みについて検証・評価を行い、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言、人材育成等の強化・充実に向けた検討を行います。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所または精神科病院等に入院している障がいのある人を計画的に地域生活に移行させるために、地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

さらに、障がい者支援施設または精神科病院から地域生活へ移行した後に地域へ定着していくため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等やその家族等への支援が重要です。ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等により、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、適切な対応ができるよう、支援体制を確保します。

また、発達障がいを早期に正確に診断し、適切な発達支援を行うため、関係機関と連携し取り組みます。

(4) 協議会の設置等

本市では、障がいのある人への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、当事者やその

家族、障がいのある人の福祉、医療、教育、雇用の関係機関等により構成される協議会を平成19年に設置しました。

協議会は、課題改善に取り組むとともに、課題解決に向けた提言を行います。また、居住支援協議会との連携強化を図り、障がいのある人が安心して地域に住むことができるように努めます。

5. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのある子については、子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障がいのある子及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

障がい児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障がいのある子の早期発見及び支援並びに健全な育成を図るため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図ります。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援を円滑に引き継ぎ、学校、障がい児通所支援事業所等の緊密な連携体制を確保します。

6. 障がい福祉サービス等の目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標及び活動指標を設定します。目標及び指標の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者を基準として、令和8年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

ア 福祉施設から地域生活への移行者数

令和4年度末時点の施設入所者数102人（基準値）に対し、令和8年度末までに8人（7.8%）を地域へ移行します。（※目標値は累計値）

成果目標	基準値 (令和4年度末)	目標値 (移行者数累計)	国の 基本指針
	102人	8人(7.8%)	6%以上

イ 施設入所者の削減

令和4年度末時点の入所者数102人（基準値）に対し、令和8年度末までに施設入所者数を7人（6.9%）削減し、95人とします。

成果目標	基準値 (令和4年度末)	令和8年度末	目標値 (移行者数累計)	国の 基本指針
	102人	95人	7人（6.9%）	5%以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、保健、医療、福祉関係者の参加者数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数の見込みを設定します。また、精神障がい者の障がい福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するための数値も設定します。

ア 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場を年間3回開催します。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3回	3回	3回

イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加数

精神障がい者の障がい福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の協議の場への参加者数を年間20人とします。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	20人	20人	20人

ウ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を年間3回とします。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3回	3回	3回

エ 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数

現在、サービスを利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動指標	地域移行支援	1人/月	1人/月	2人/月
	地域定着支援	1人/月	1人/月	1人/月
	共同生活援助	32人/月	34人/月	35人/月
	自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月
	自立訓練 (生活訓練)	7人/月	9人/月	11人/月

(3) 地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、機能の充実のため、コーディネーター配置等の効果的な支援体制構築を進め、運用状況の検証及び検討を年間1回実施します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成果目標	地域生活支援拠点等の設置力所数(市単独、累計)	1カ所	1カ所	1カ所
	機能充実のためのコーディネーターの配置(圏域で設置)	0	0	1カ所

イ 強度行動障がい有者への支援体制の整備

強度行動障がい有者に関して支援ニーズを把握し、宇城圏域で支援体制の整備を進めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成果目標	支援体制の整備数(圏域で設置)	0	0	1カ所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値等も設定します。

ア 福祉施設からの一般就労移行者数

令和3年度末時点の一般就労移行者数5人に対し、令和8年度末までに11人を福祉施設から一般就労へ移行します。内訳としては就労移行支援が6人、就労継続支援A型が4人、就労継続支援B型が1人とします。

成果目標	基準値 (令和3年度末)	目標値(累計) (令和8年度末)	国の 基本指針
	5人	11人(2.80倍)	2.2倍以上



成果目標	目標値(累計) (令和8年度末)		国の 基本指針
	就労移行支援	6人(1.50倍)	1.31倍以上
	就労継続支援A型	4人(4.00倍)	1.29倍以上
	就労継続支援B型	1人	1.28倍以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築することが重要です。それに伴い施設数等の目標値を設定します。

ア 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを1カ所以上設置することを目標とします。

成果目標	目標値 (令和8年度末)	
	児童発達支援センターの設置	1カ所

イ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

障がいのある子どもの地域社会への参加を推進する体制を構築します。

成果目標	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	目標値 (令和8年度末)	
		1カ所	圏域による設置

ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保します。

成果目標	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	目標値 (令和8年度末)	
		1カ所	圏域による設置
成果目標	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	目標値 (令和8年度末)	
		1カ所	圏域による設置

エ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置します。

成果目標	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	目標値 (令和8年度末)	
		1カ所	市単独での設置
成果目標	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	目標値 (令和8年度末)	
		1カ所	圏域による設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

ア 相談支援体制の確保

既に設置している基幹相談支援センターにおいて、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成果目標	基幹相談支援センターの設置の有無 (圏域による設置)	有	有	有
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	270件	280件	290件
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	70件	75件	80件
	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	90回	95回	100回
	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	28回	30回	32回
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2人	2人	2人

イ 協議会の体制確保

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらを行うための体制を確保します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成果目標	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
	協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数	4カ所	4カ所	4カ所
	協議会の専門部会の設置数	5カ所	5カ所	5カ所
	協議会の専門部会の実施回数	20回	20回	20回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成果目標	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加や、県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	6人	6人	6人
	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析して、その結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無

(8) 発達障がい者等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の開催回数、ピアサポート活動の実施回数の見込みを設定します。

ア ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数

本市における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の開催回数を年間6回とします。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動指標	ペアレントプログラムの開催回数	6回	6回	6回
	ペアレントトレーニングの開催回数	6回	6回	6回

イ ピアサポート活動の実施回数

ペアレントメンターを活用したピアサポート活動の実施回数を、令和7年度以降年間1回開催します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動指標	ピアサポート活動への参加人数	0	1回	1回

7. 障がい福祉サービス等の見込量と方策

(1) 訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）を充実します。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人 (障害支援区分1以上)	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいで常に介護を必要とする障がいのある人	障がいのある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする方 (障害支援区分3以上)	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、 ・ALS患者等、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	人/月	83	89	83	87	83	90
	時間分/月	1,112	1,143	1,112	1,153	1,112	1,149
重度訪問介護	人/月	5	5	6	5	7	6
	時間分/月	475	374	570	380	665	400
同行援護	人/月	4	4	4	4	4	5
	時間分/月	36	46	36	40	36	58
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間分/月	7	1	7	1	7	2
重度障害者等包括支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間分/月	10	0	10	0	10	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	93	95	98
	時間分/月	1,218	1,245	1,284
重度訪問介護	人/月	7	7	8
	時間分/月	515	515	589
同行援護	人/月	6	6	7
	時間分/月	60	60	70
行動援護	人/月	1	1	1
	時間分/月	1	1	1
重度障害者等包括支援	人/月	1	1	1
	時間分/月	10	10	10

【見込量確保のための方策】

- 施設入所者や、入院中の精神障がい者の地域移行を進めていくことから、訪問系サービスの需要が増えることが見込まれます。
- 障がい者の自立に向けて、障がいの種別や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、訪問系サービス事業所等との連携と協力を行い、質の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送るうえで希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実します。

また、就労移行支援事業や、新規事業である就労選択支援の推進により、今後さらに障がいのあ
る人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49 歳以下の場合、障害支援 区分3 以上（施設入所は区分 4 以上） ②50 歳以上の場合、障害支援 区分2 以上（施設入所は区分 3 以上）	地域や入所施設で安定した生活を営 むことができるよう、福祉施設で食事 や入浴、排せつ等の介護や日常生活上 の支援、生産活動等の機会を提供しま ず。
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・ 退院した方で、地域生活への 移行を図るうえで、身体的リ ハビリテーションの継続や身 体機能の維持・回復等の支援 が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域 生活を営むうえで、身体機能 の維持・回復等の支援が必要 な方	地域生活を営むうえで必要となる身 体機能や生活能力の維持・向上を図る ため、理学療法や作業療法等の身体的 リハビリテーションや日常生活上の相 談支援等を行います。（利用者ごとに 18 か月以内の利用期間が設定されま す）
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・ 退院した人で、地域生活への 移行を図るうえで、生活能力 の維持・向上等の支援が必要 な方 ②特別支援学校を卒業した人や 継続した通院により症状が安 定している方等で、地域生活 を営むうえで、生活能力の維 持・向上等の支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる生 活能力の維持・向上を図るため、食事 や家事等の日常生活能力を向上するた めの支援や、日常生活上の相談支援等 を行います。（利用者ごとに 24 か月以 内、長期入所者の場合は 36 か月以内 の利用期間が設定されます）

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の方	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方で（利用開始時に 65 歳未満）</p> <p>①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが雇用に結びつかなかった方</p> <p>③就労経験のある人で、現在雇用関係がない方</p>	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
<p>就労継続支援 (B型)</p>	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方等で、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方</p> <p>①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった方</p> <p>③50歳に達している方</p> <p>④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方</p>	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
<p>就労定着支援</p>	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人</p>	<p>新たに雇用された事業所での就労を継続するため、就労に伴う生活面の課題(体調管理、金銭管理、生活リズムの整え、服薬管理等)に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。</p>
<p>療養介護</p>	<p>医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、</p> <p>①ALS患者等、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人</p> <p>②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人</p>	<p>医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。</p>
<p>短期入所</p>	<p>介護者の病気等で一時的に自宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がいのある人</p>	<p>障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。</p>

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	人/月	207	186	214	180	221	183
	人日/月	4,037	3,722	4,173	3,536	4,310	3,789
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	1	1	2
	人日/月	13	4	13	11	13	30
自立訓練（生活訓練）	人/月	6	6	6	11	6	10
	人日/月	84	77	84	163	84	211
就労移行支援	人/月	19	13	25	6	33	4
	人日/月	325	210	428	97	564	93
就労継続支援（A型）	人/月	153	144	162	150	171	154
	人日/月	2,999	2,833	3,175	2,959	3,352	3,072
就労継続支援（B型）	人/月	170	168	188	181	208	183
	人日/月	3,213	3,105	3,553	3,279	3,931	3,446
就労定着支援	人/月	4	4	4	3	4	6
療養介護	人/月	27	26	27	28	27	28
短期入所（福祉型）	人/月	13	11	13	14	13	22
	人日/月	70	54	70	68	70	98
短期入所（医療型）	人/月	4	1	4	2	4	4
	人日/月	23	4	23	5	23	17

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	183	183	183
	人日/月	3,587	3,587	3,587
自立訓練 (機能訓練)	人/月	3	3	4
	人日/月	33	33	44
自立訓練 (生活訓練)	人/月	14	19	26
	人日/月	207	281	385
就労選択支援	人/月	0	4	4
就労移行支援	人/月	4	4	4
	人日/月	65	65	65
就労継続支援 (A型)	人/月	189	195	201
	人日/月	3,723	3,842	3,960
就労継続支援 (B型)	人/月	229	237	256
	人日/月	4,145	4,290	4,634
就労定着支援	人/月	8	11	16
療養介護	人/月	29	30	31
短期入所 (福祉型)	人/月	31	44	63
	人日/月	152	216	309
短期入所 (医療型)	人/月	6	8	10
	人日/月	15	20	25

【見込量確保のための方策】

- 生活介護は、現時点では今後の増加は見込まれませんが、障がいのある人にとって重要な日中活動の場ですので、市内事業者との連携を図り、職員の専門性向上に向けた取組を進めます。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、利用可能な施設等の情報収集に努めます。
- 就労選択支援は新たなサービスであるため、利用を希望する者のニーズ等を十分に把握し、関係事業所と連携し、提供体制の整備に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）は、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入や、既存事業所の事業拡大への効果的な支援策を実施し、利用者が安心して働ける環境づくり等について、事業所と連携して検討を行い、サービスの確保に努めます。
- 療養介護は、今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況把握に努めるとともに、引き続き医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集に努めます。
- 短期入所（福祉型・医療型）は、利用者の増加が見込まれることから、地域生活支援拠点等整備や既存事業の活用、事業所の新規参入等により、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供等により、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。

(3) 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

また、自立生活援助により、一人暮らしを希望する障がいのある人が、安心して地域生活へ移行できるよう体制の整備を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がいのある人で、一人暮らしを希望する方	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者が、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除等に課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、地域住民との関係は良好か、等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があったときは、訪問・電話・メール等による対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整等を行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自立生活援助	人/月	2	0	2	0	2	0
共同生活援助	人/月	108	113	115	119	123	124
施設入所支援	人/月	111	106	114	104	117	102

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	2	2
共同生活援助	人/月	130	136	143
施設入所支援	人/月	100	98	96

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人の地域生活を支える受け皿となるサービスであり、障がいのある人の高齢化が進む中、親亡き後の支援としても重要な支援となります。グループホームの整備に向け、事業者への情報提供等や助成制度の活用等により、新規事業者の誘致等を図っていきます。
- 施設入所支援は、施設の整備を行い、老朽化等に適切に対応するとともに、家族や本人の意向を聴きながら、引き続き情報提供や相談等に取り組みます。
- 自立生活援助は、宇城圏域には実施をする事業所がないため、利用を希望する者のニーズ等を十分に把握し、必要に応じて提供体制の整備を図ります。

(4) 相談支援

障がいのある人が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	<p>障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がいのある人</p> <p>障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がいのある人</p>	<p>サービス利用支援は障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
地域移行支援	<p>障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がいのある人</p> <p>精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者</p>	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
地域定着支援	<p>居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人</p>	<p>対象となる障がいのある人と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
計画相談支援	人/月	163	143	194	141	231	165
地域移行支援	人/月	2	1	3	1	4	1
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	2	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	178	192	207
地域移行支援	人/月	2	3	4
地域定着支援	人/月	1	2	2

【見込量確保のための方策】

○計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画案が提供できるよう、市内外の相談支援事業所と調整を行うとともに、関係機関等と連携して職員の確保に努めます。また、利用者に対しては、サービス等利用計画作成ための情報提供を行います。

○地域移行支援、地域定着支援は、精神科病院等から地域移行のために、必要となる多様なニーズにも対応できるようサービスの提供体制の整備に努めます。

8. 地域生活支援事業の見込量と方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
理解促進研修・啓発事業	人/年	1	0	1	0	1	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	人/年	1	1	1

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自発的活動支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	人/年	1	1	1

(3) 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障がいのある人や障がいのある子の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

イ 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、障がい福祉サービス事業所、雇用・教育・医療といった関連する分野の関係者等からなる「宇城地域障がい者支援協議会」を設置しています。

障がいのある人の生活全般に関わる問題や個別の問題を集約し、必要な検討を行うとともに、関係機関の機能の調整やネットワークの構築、福祉施策への反映を図ります。また、当該計画の策定にあたっては同協議会の意見を聞くよう努めています。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
障害者相談支援事業	力所	3	3	3	3	3	3
宇城地域障がい者支援協議会	回数	2	1	2	2	2	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	力所	3	3	3
宇城地域障がい者支援協議会	回数	2	2	2

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て、または一部について補助を行います。本事業の利用の促進を図ります。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	4	5	6	5	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	6	6	6

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。本事業の推進を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の方の意志疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	450	500	450	502	450	-
手話通訳者設置事業	カ所	1	1	1	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	524	524	524
手話通訳者設置事業	カ所	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がいのある子を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
介護・訓練支援用具	件/年	2	9	2	1	2	2
自立生活支援用具	件/年	4	7	4	2	4	2
在宅療養等支援用具	件/年	7	2	7	3	7	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	21	10	30	10	4
排泄管理支援用具	件/年	1190	1224	1190	1041	1190	593
住宅改修費助成事業	件/年	2	1	2	2	2	1
点字図書給付事業	件/年	1	0	1	0	1	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	4	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	19	19	19
排泄管理支援用具	件/年	900	900	900
住宅改修費助成事業	件/年	2	2	2
点字図書給付事業	件/年	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	14	10	11	10	16

第7章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	14	14	14

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がいのある子を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進します。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
移動支援事業	人/年	20	23	25	23	30	31
	延時間/年	872	703	1090	610	1308	462

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	32	32	32
	延時間/年	800	800	800

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
地域活動支援センター機能強化事業	力所	2	2	2	2	2	2
	延時間/年	2600	1520	2600	1555	2600	-

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	力所	2	2	2
	延時間/年	1,800	1,800	1,800

(1 1) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者（児）に対して、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
訪問入浴サービス事業	人/年	2	1	2	2	2	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	2	2	2

(1 2) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施します。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
障がい者等日帰りショートステイ事業	延回数/年	873	967	981	965	1090	872
	人/年	40	35	45	40	50	43
障がい児タイムケアサービス事業	延回数/年	1200	1114	1200	869	1200	361
	人/年	17	13	17	12	17	12

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者等日帰りショートステイ事業	延回数/年	1,373	1,442	1,514
	人/年	47	50	52
障がい児タイムケアサービス事業	延回数/年	900	900	900
	人/年	12	12	12

(13) 社会参加促進事業

自動車免許取得や改造に対する費用の助成を通じ、障がいのある人の社会参加を促進します。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
障害者自動車運転免許取得事業費助成事業	人/年	2	4	2	4	2	3
身体障害者用自動車改造費助成事業	人/年	2	0	2	0	2	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自動車運転免許取得事業費助成事業	人/年	2	2	2
身体障害者用自動車改造費助成事業	人/年	2	2	2

(14) 重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業

重度訪問介護の対象者等で大学等での修学を希望する者に対し、修学に必要な身体介護等を提供し、障がいのある人の社会参加を促進します。

【第6期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業	人/年	0	0	0	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業	人/年	1	1	1

9. 障がい児福祉サービスの見込量と方策

(1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がいのある子とその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「宇城市子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子に対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障がいのある子	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある子	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある子	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として、厚生労働省令で定めるものに通う障がいのある子、又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障がいのある子について、当該施設を訪問し、当該施設における障がいのある子以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他の便宜の供与を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいのある子等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な障がいのある子	障がいのある子の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障がいのある子	<p>障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がいのある子の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。</p>

【第2期計画と実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
児童発達支援	人/月	109	94	117	103	125	101
	人日/月	610	491	655	542	700	572
医療型児童発達支援	人/月	2	2	2	2	2	2
	人日/月	12	14	12	6	12	6
放課後等デイサービス	人/月	221	258	233	289	247	308
	人日/月	2,564	2,780	2,703	2,954	2,865	3,200
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	3	1	14
	人日/月	1	1	1	6	1	25
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	6	0	6	0	6	0
障害児相談支援	人/月	107	96	127	104	151	114
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーター	人 (配置人数)	1	0	1	0	1	0

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	105	109	113
	人日/月	557	578	599
医療型児童発達支援	人/月	2	2	2
	人日/月	12	12	12
放課後等デイサービス	人/月	337	368	402
	人日/月	3,437	3,754	4,100
保育所等訪問支援	人/月	25	36	47
	人日/月	50	72	94
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	6	6	6
障害児相談支援	人/月	124	135	148
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーター	人 (配置人数)	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援は、今後も利用者の増加が見込まれるため、既存事業所の事業拡大への効果的な支援策等について検討を行い、サービスの確保に努めます。
- 医療型児童発達支援は、サービスを必要とする人やニーズの把握に努め、医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めます。

- 放課後等デイサービスは、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。また、既存事業所のサービス水準の向上に向け、各事業所の状況把握等を行うとともに、事業所による情報交換の機会確保等の支援を行います。特に、放課後の児童健全育成の場として学童保育（放課後児童クラブ）との連携が重要であり、障がいのある子を受け入れることが可能となるように、指導員等の専門性の向上に努めます。
- 保育所等訪問支援は、今後も一定の需要が見込まれるため、関係機関と連携を図りサービス提供の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、サービスを必要とする人やニーズの把握に努め、事業所等と情報交換を行いながら、支援体制の整備に努めます。
- 障がい児相談支援は、事業所が少ないことが指摘されていることから、事業所の新規参入を検討するとともに、限られている事業所の中で、障がい児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障がい児相談支援事業所との連絡・調整を行います。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように圏域間で連携して配置に努めます。

10. 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

(2) 人材の確保・質の向上

ア 専門職員の確保

障がいのある人が安心して生活を営むことができるように各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけでなく、専門職の確保が重要となります。市における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

イ 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある障がいのある人のニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある人への理解

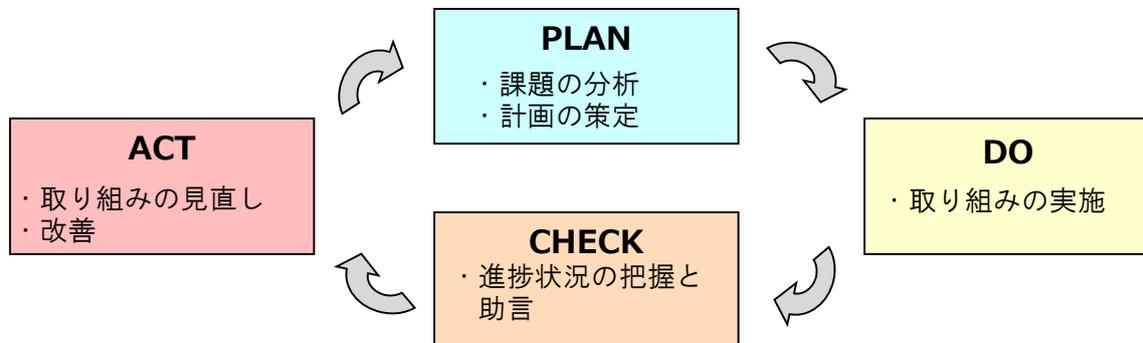
と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

(3) 防災・防犯対策等の推進のための取り組み

災害時の避難・救助体制等の充実、災害時の多様な情報伝達の実施、日頃からの安全対策、防犯対策の実施により、障がいのある人みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができる環境の実現を目指します。

(4) 計画の進捗管理

障がい者支援協議会において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価を行い、見直しを行う等、PDCAサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります。



資料編

宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会設置要綱

平成18年7月1日

告示第120号

(設置)

第1条 宇城市障がい者計画・宇城市障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり意見を聴くため、宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 審議会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 当事者
- (5) その他市長が認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 審議会の召集は、市長が必要に応じて行う。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第111号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会名簿

令和6年3月31日現在

所 属	役職名	氏名
熊本学園大学社会福祉学部	非常勤講師 (元准教授)	◎相藤 絹代
熊本県南部障害者就業・生活支援センター結	主任支援 ワーカー	水野 浩章
宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい	センター長	千代丸 智也
宇城市民生委員・児童委員連絡協議会	会 長	高橋 清勝
宇城市社会福祉協議会	事務局長	○杉浦 正秀
障がい者支援施設 清香園	施設長	後藤 貴行
社会福祉法人 東康会グループホーム ともに	サービス管理 責任者	篠崎 尚子
熊本県くすのき園	園 長	高野 瑳百合
特定非営利活動法人 えんば	理事長	福田 誠治
医療法人社団 明心会 あおば病院	診療連携科長	坪井 康裕
宇城市身体障害者福祉協議会	会 長	田中 正信
宇城地域保健福祉家族会	会 長	山本 芽
宇城市教育委員会	教育部長	豊住 章
宇城市福祉部	部 長	岩井 智

◎委員長

○副委員長

(計 14名)

宇城市障がい福祉サービス等提供事業者

1. 障がい福祉サービス等提供事業者

実施事業の記号は次の事業を略しています。

(令和5年12月1日現在)

居	居宅介護
同	同行援護
生	生活介護
自	自立訓練
移	就労移行支援

A	就労継続支援A型
B	就労継続支援B型
療	療養介護
短(医)	短期入所(医療型)
短(福)	短期入所(福祉型)

グ	施設入所支援(グループホーム)
入	施設入所支援
相	計画相談支援
地	地域活動支援センター

※グループホームの所在地は代表事業所の所在地

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
1	株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター宇城	居	宇城市松橋町大野2番地1 RT おおの4号室
2	社会福祉法人 グリーンコープ ふくしサービスセンター 笑	居/同	宇城市松橋町久具 2584 番地
3	社会福祉法人 黎明福祉会 豊洋園ヘルパーセンター	居	宇城市三角町里浦 2855 番地 5
4	社会福祉法人 グリーンコープ ふくしサービスセンター ほたる	居/同	宇城市豊野町糸石 3928 番地 1
5	熊本宇城農業協同組合 JAうきうき福祉サービス事業所	居/同	宇城市不知火町長崎 72 番地 1
6	合同会社 ケア助 訪問介護事業所 ケア助	居	宇城市小川町河江 613-1 パルティ イーレ小川A101
7	社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 熊本県くすのき園	生/B/入	宇城市松橋町豊福 2832 番地
8	社会福祉法人 まつの木会 まつの木作業所	生/B	宇城市松橋町久具 2440 番地
9	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園 熊本こすもす園(通所部) 障がい者支援施設 熊本こすもす園 相談支援センター こすもす	生/移/B/ 短(福)/ 入/相	宇城市松橋町豊福 1786 番地
10	社会福祉法人 清香会 障がい者支援施設 清香園 清香園 相談支援事業所	生/短(福)/ 入/相	宇城市松橋町竹崎 1115 番地 1

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
11	株式会社 きおう 障がい福祉サービス きおう	生	宇城市不知火町高良 1960 番地 1
12	社会福祉法人 コスモス会 たすかるステーション松橋	生/B	宇城市不知火町御領 807 番地
13	社会福祉法人 グリーンコープ 生活介護事業所ちなむ	生	宇城市松橋町久具 2584 番地
14	FandS 株式会社 羽の郷宇城	生	宇城市松橋町松橋 105-23
15	社会福祉法人 東康会 就労移行支援センターらぼーる宇城 相談支援センターらぼーる	自/移/B/相	宇城市松橋町松橋 824 番地 1
16	社会福祉法人 東康会 ねんりん	A	宇城市三角町波多 2864 番地 103
17	NPO法人 ジョブパートナー ジョブパートナー宇城	A	宇城市松橋町松橋 438 番地 1
18	NPO法人 夢・さぼーと 夢・さぼーと 手しごと	A/B	宇城市松橋町松橋 402 番地 4
19	株式会社 天使の翼 MARUKO	A	宇城市松橋町久具 134 番地
20	株式会社 Rock Candy ラインステージ	A	宇城市不知火町御領 197 番地 11
21	合同会社 グロリア 桜	A	宇城市小川町南小川 470 番地 1
22	株式会社 リベロ 就労継続支援A型事業所かけはし 就労継続支援B型事業所はれるや 相談支援センター にじいろ	A/B/相	宇城市松橋町豊崎 1959
23	高木屋株式会社 多機能型 クリスタル	A/B	宇城市小川町新田出 201 番地
24	合同会社高志会 就労継続支援A型事業所 めぐみ	A	宇城市松橋町曲野 13 番地 12
25	株式会社HEROS 桜ファーマーズ	A	宇城市松橋町竹崎 1909 番地 10
26	株式会社HEROS 桜ファーマーズ2nd	A	宇城市松橋町松橋 84 番地 5
27	NPO法人 宇城きぼうの家 宇城きぼうの家	B/地	宇城市不知火町高良 2710 番地

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
28	社会福祉法人 清香会 清香園多機能型事業所 明日香	B	宇城市松橋町豊福 163 番地 1
29	NPO法人 あいランド 就労継続支援B型事業所 あいランド	B	宇城市三角町三角浦 1160 番地 179
30	社会福祉法人天水福祉事業会 ワークセンターみすみ	B	宇城市三角町波多 3118-16
31	コネクトムーブ株式会社 エキスポ宇城	B	宇城市松橋町両仲間 1716 番地 3
32	NPO法人 あいランド 宇城ランド 相談支援センター 宇城ランド	B/相	宇城市松橋町久具 358-14 うきう きビル 1F
33	株式会社 パレット 就労継続支援B型 ルース	B	宇城市松橋町松橋 1793
34	独立行政法人 国立病院機構 熊本南病院	療/短(医)	宇城市松橋町豊福 2338 番地
35	熊本県こども総合療育センター	短(医)	宇城市松橋町豊福 2900 番地
36	社会福祉法人 まつの木会 ショートステイ まつの実	短(福)	宇城市松橋町久具 1889 番地 1
37	株式会社ラシエル グループホーム RASIEL 宇城	短(福)/グ	宇城市松橋町両仲間 63-1
38	ソーシャルインクルー株式会社 ソーシャルインクルーホーム宇城松橋町	短(福)/グ	宇城市松橋町久具 616-1
39 ～ 45	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園共同生活援助事業所 グループホームこすもす・つばき・しゃ くやく・はなしょうぶ・あさがお・ひご ぎく・さざんか	グ	宇城市松橋町豊福 1786 番地
46 ～ 48	社会福祉法人 清香会 第一きぼうの家・竹崎テラスA・竹崎テ ラスB	グ	宇城市松橋町豊福 165 番地
49	医療法人団体 明心会 あおば病院グループホーム事業所 れんこんハイツ	グ	宇城市松橋町萩尾 2037 番地 1
50 ～ 53	社会福祉法人 東康会 グループホームみすみ グループホームしおさい・ゆうなぎ・こ ちょうえん・ぱあ～る	グ	宇城市三角町波多 2864 番地 103

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
55 ～ 59	特定非営利活動法人 ジョブパートナー グループホーム 日向Ⅰ～Ⅴ	グ	宇城市松橋町松橋 438 番地 1
60 ～ 65	社会福祉法人 東康会 グループホームともに グループホームまいふれんど・まいは ～と・まいどり～む・はっぴい～はうす ぴ～ちはうす・野の花はうす	グ	宇城市松橋町松橋 824 番地 1
66 ～ 69	社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 熊本県りんどう荘Ⅰ～Ⅳ	グ	宇城市松橋町豊福 2832 番地
70	NPO法人 夢・さぽーと 憩っと	グ	宇城市松橋町松橋 402 番地 4
71	株式会社 天使の翼 TEN・SHIⅡ TEN・SHIB	グ	宇城市松橋町久具 134 番地
72	社会福祉法人 グリーンコープ ケアホームたけんこ	グ	宇城市松橋町久具 2584 番地
73	NPO法人 宇城きぼうの家 宇城きぼうの家一番館	グ	宇城市不知火町高良 2710 番地
74 ～ 76	社会福祉法人 天水福祉事業会 ワークセンターみすみ 三角厚生寮・サキハウス・ササホーム	グ	宇城市三角町波多 3118 番地 16
77	有限会社リバティ リバティ宇城Ⅰ	グ	宇城市松橋町曲野 2458 番地 2
78	社会福祉法人 まつの木会 グループホームまつの実	グ	宇城市松橋町久具 2440 番地
79	株式会社パレット グループホーム ぱれっとA	グ	宇城市松橋町豊福 1198-1 コンフォートおがたA棟102 A棟103
80	NPO法人 宇城きぼうの家 宇城きぼうの家二番館	グ	宇城市不知火町高良 2203 番地
81	NPO法人 あいランド グループホーム愛真	グ	宇城市三角町三角浦 1160-179
82	株式会社 リベロ グループホーム晴る家一階・二階	グ	宇城市松橋町大野 234-1
83	社会福祉法人 十百千会 指定特定相談支援事業所きょうせい	相	宇城市松橋町きらら2丁目3番地 13

2. 障がい児福祉サービス等提供事業者

実施事業の記号は次の事業を略しています。

(令和5年10月1日現在)

児	児童発達支援	保	保育所等訪問支援	相	障害児相談支援
放	放課後等デイサービス	医児	医療型児童発達支援		

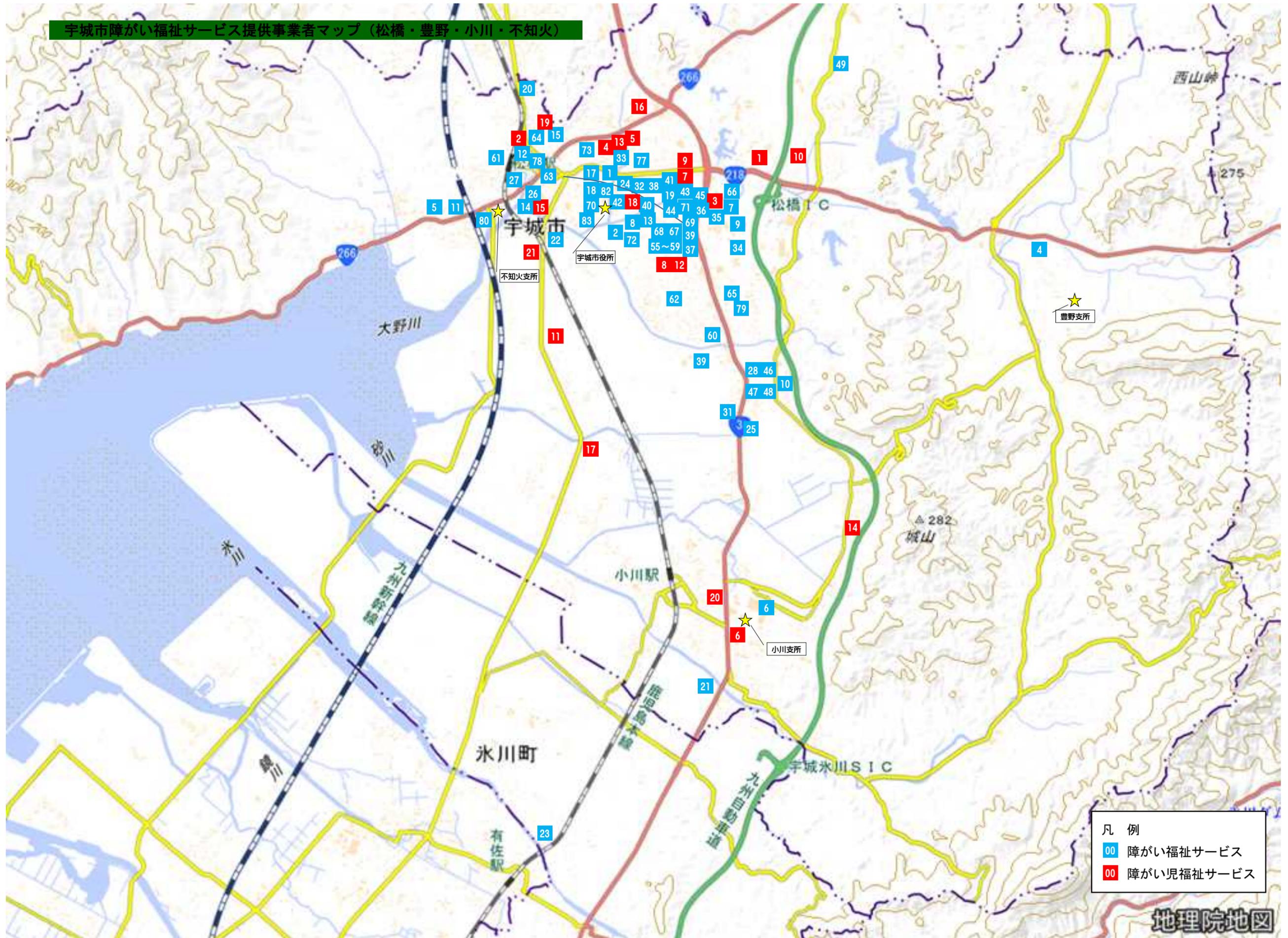
No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
1	特定非営利活動法人 えんぱ 放課後等デイサービス にこにこパー ティー 相談支援事業所 ソーシャルパズル	児/放/相	宇城市松橋町浦川内 161 番地
2	一般社団法人自立支援センターパール 自立支援センターおひさま	児/放	宇城市不知火町御領 391 番地
3	熊本県こども総合療育センター	医児	宇城市松橋町豊福 2900 番地
4	一般社団法人 有信会 えもぎ園	放	宇城市松橋町松橋 723 番地 4
5	有限会社 パステール パステール UKI	児/放	宇城市松橋町曲野 115 番地 1
6	一般社団法人 自立支援センターパール 自立支援センター パールうき 相談支援事業所 うき	児/放/相	宇城市小川町北新田 623 番地 1
7	株式会社ヒューマンネット ぶーやん松橋	放	宇城市松橋町曲野 2163 番地 1 - 1-A
8	一般社団法人 てとて すくらむ	放	宇城市松橋町久具 2053 番地 2
9	株式会社ヒューマンネット ぶーやん松橋2号	放	宇城市松橋町曲野 2161 番地 1
10	一般社団法人 友信会 えもぎ園 ぷらす	放	宇城市松橋町菘尾 962 番地
11	合同会社りんく 子どもサポート りんく	児/放/保	宇城市松橋町南豊崎 2161 番地 1
12	一般社団法人 てとて からふる	放	宇城市松橋町西下郷 1245 番地
13	合同会社NAVA こどもみらいらぼ SAI	児/放	宇城市松橋町松橋 1660 番地 2
14	合同会社Jump 発達支援サポートJump	児/放	宇城市小川町南小野 66 番地

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
15	特定非営利法人Cuore ricco 児童発達支援 ぷらんた	児/放	宇城市松橋町松橋 28 番地 8
16	合同会社NAVA SAI松橋曲野教室	放	宇城市松橋町曲野 3375 番地 39
17	合同会社プログレス 放課後等デイサービス ひかり	放	宇城市小川町新田出 1325
18	合同会社ミナタス 児童発達支援・放課後等デイサービス みなたすアルファ	児/放	宇城市松橋町久具 135-1
19	株式会社アレッタ 放課後等デイサービス A l e t t a	放	宇城市松橋町松山 3708 番 1
20	合同会社REALIZE 児童発達支援 HAL	児	宇城市小川町江頭 379 番地 1
21	合同会社ジール 相談支援センター なないろエール	相	宇城市松橋町豊崎 1579-1-1

策定経緯

回数	開催日	協議内容等
第1回	令和5年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定作業の概要、行程について ・アンケート調査対象者について
調査等	令和5年8月28日～9月15日	・アンケート調査
	令和5年9月8日～29日	・事業所宛アンケート調査
	令和5年10月12日、11月20日	・関係団体等ヒアリング
	令和5年10月20日、11月2日	・住民ワークショップ
第2回	令和5年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等結果報告 ・計画案の検討 ・障がい福祉計画等のサービス量について
第3回	令和6年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の検討 ・障がい福祉計画等のサービス量の最終確認について
パブリックコメント	令和6年2月9日～27日	・パブリックコメントの募集
第4回	令和6年3月6日	・計画案の確定

宇城市障がい福祉サービス提供事業者マップ（松橋・豊野・小川・不知火）



凡 例
 00 障がい福祉サービス
 00 障がい児福祉サービス

宇城市障がい福祉サービス提供事業者マップ（三角）



宇城市第4期障がい者計画

宇城市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行 宇城市 福祉部 社会福祉課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野8-5

TEL 0964-32-1387 FAX 0964-32-0110